

『元典章 禮部』校定と譯注（一）

——禮制一（朝賀進表 迎送）——

「元代の法制」研究班

人文科學研究所では、半世紀の昔、『大元聖政國朝典章』を研究対象とする「元典章研究班」がおこなわれていた。岩村忍、安部健夫、藤枝晃、田中謙二（以上研究所）、吉川幸次郎、宮崎市定、佐伯富、佐藤圭四郎（以上文學部）ほか學内學外の錚々たる班員が元典章に取り組んだ。この班が発足したのは一九五四年のことであるけれども、じつはおなじメンバーによる講演會がこれに先行してもたれていた。正規の研究班が発足するまでに刑部と戸部の部分を讀了し、さらには『東方學報』京都第二四冊（一九五四年二月刊）に「元典章の研究」特集を組んで論文を掲載している。

會讀にさいして佐伯富氏が採録した語彙カード二萬數千枚をもとに、研究班發足の年の十月には『元典章索引稿』（油印、iii+二一〇頁）を刊行した。その準備の周到さ、注入したエネルギーの大きさには感服するばかりである。佐伯氏はその後も語彙の採録を繼續し、四冊、計七百頁を超える元典章の索引を完成された。また、岩村忍・田中謙二兩氏による『校定本 元典章 刑部』（第一冊 一

九六四年、第二冊 一九七二年）が本研究所から刊行された。これら先學の成果は、元代の法制史、社會史の研究にとって貴重な財産であり、本研究所の共同研究が東洋學の分野でなした貢獻の一つである。

吉川幸次郎「元典章に見えた漢文吏牘の文體」（『東方學報』京都第二四冊）、および田中謙二氏がいくつかの舊稿を大幅に増補して完成させた「元典章文書の研究」（『田中謙二著作集』第二卷、汲古書院 二〇〇〇年）は、元典章をはじめとする元代文書のみならず、ひろく近世中國の官廳文書を讀むうえでの最良の手引きとなっている。

五十年後にあえて重ねて元典章の會讀を試みたのは、中國近世の制度と文化の展開を長期的な時間幅で視野に入れるときに、モンゴル時代とその前後の時代とのあいだの連續や屈折を考える必要性を強く感じるからである。さらに、近年韓國で『至正條格』（韓國學中央研究院編校註本、影印本、同研究院 二〇〇七年）、古本

『老乙大』（慶北大學校出版部 二〇〇〇年）などが発見されたり、カラホトの都城遺跡から出た元代文書が紹介されたりするなど、利用できる資料の幅が廣がりつつある。これと並行して、臺灣の中央研究院で元代の法制關係資料の電子テキストが作成されるなど、資料検索の利便性も急速に向上した。根本資料たる元典章にもう一度眼をむけた動機的一端はここにある。

岩村忍・田中謙二兩氏による『校定本 元典章 刑部』の刊行につづき、東北大學の諸氏が「兵部」（卷三四―三八、新集卷六）の校定本文を公表された（寺田隆信・熊本崇ほか「校定元典章兵部」『東北大學東洋史論集』二〇四 一九八六―一九九〇年）。海外に眼を向けると、臺灣の洪金富氏が『元代臺憲文書匯編』（中央研究院歷史語言研究所 二〇〇三年）を刊行し、そのなかで『元典章』卷一「詔令」、同卷二―三「聖政」、同卷五―六「臺綱」の校定本文を示している。また、北京の中國社會科學院歷史研究所では元代史の泰斗陳高華氏が、一九九七年以來、『元典章』戸部の會讀をすすめておられ、その成果が陳高華・張帆・劉曉（『元典章・戸部・祿廩』校釋）（中國社會科學院歷史研究所學刊）第三集 二〇〇四年）として公表されている。われわれの會讀が「禮部」を対象としたのは、それが文化史、社會史の素材として興味深いものであることのほか、こうした國際的な分業の一端を擔おうとする意圖もこめられている。本號以降、共同研究の成果として班員による研究論文を逐次掲載するほか、禮部の校訂本文、譯文、注を分割掲載する。また、禮部の文書の本文校定のほか、元典章全體の電子テキストを作成しネットワーク上での検索・閲覽システムを會讀の副産物として提供する

ことを目指している。

この共同研究班は二〇〇四年度に正式發足したが、研究所内ではこれに先立つ一九九八年から、金文京教授を中心として『元典章』を讀む私的な研究會が持たれていた。そのさい金教授の發案により、『元典章』の電子テキストを作成することとなった。一部分はOCR（光學讀み取り裝置）と手入力によって、一部分は陳高華・劉曉氏（中國社會科學院歷史研究所）らとそれぞれ作成した部分を交換するという方法によってこの作業は進められた。翌年から研究支援推進員・非常勤研究員として三年間にわたって勤務した櫻井智美氏が入力作業にあたり、岩井茂樹が文字の變換作業や整理などをおこなった。

最終的にこの電子テキストにはXML=eXtensive Mark-up Languageによるマークアップを施したうえで、ネットワーク上からそれを閲覽・検索するシステムを作成した。この作業が完了した矢先、われわれを驚かせる事態がおこった。それは臺灣の中央研究院が提供する「漢籍全文資料庫」に『元典章』を含む元代典籍數種が登場したことである。中央研究院で『元典章』入力作業が行われていることはまったく知らず、二つの電子テキストがほぼ同時に出來上るということとは、まったく豫想外だった。

研究所で行われる共同研究班では、しばしば文獻の會讀がおこなわれてきた。會讀にさいし、衆知をもつてしても解釋に迷う語句に出會うことがある。すると、まず讀んでいる文獻中にその用例を求め、文脈と語句との關係を探る。つぎには、同時代の文獻のなかに用例を求め、さらには作者の知識の範圍のなかにある他の文獻の

……という手順をたどって、なんとか作者の意圖を掬い取ろうとする。「讀む」という營爲がこれに盡きるわけではないが、讀むことの基礎作業はここにある。研究所における會讀の多くは校訂本文や譯注、論文集作成を目標とする。索引がその必然的な副産物として作られてきたのも、まず自分たちが文獻を讀むためにそれを必要としたからである。しかし今日では、カード、ゴム印、ペン、カードケースなど、索引作りの道具一式は、まったく過去の遺物となっていました。

對象とする文獻について、全文電子テキストを作ったうえで、あるいは作りながら會讀を進めるという方法は、麥谷邦夫教授による『眞誥』（吉川忠夫班長「六朝道教の研究」一九八六年―一九九〇年度）の試みに始まった。この頃から、歴史の重みをたたえる木製カードケースのほとんどは屋根裏に追いやられはじめた。コンピュータがその場所を占めるようになったわけである。

電子テキストは、おおむね冊子の索引よりも便利であるし、今日では冊子體の索引をつくるために、まず電子テキストを用意するという手順が普通であろう。中國文の場合、現代文と古典文とを問わず、語句の切り出しを機械任せにできないという泣き所はあるものの、逐字索引であれば簡単なプログラムで電子テキストから派生させることができる。さらには、校訂本文や譯注の作成も、コンピュータ上でおこなうのであるから、電子テキストはその土臺にもなる上にのべたように、「元代の法制」共同研究班が二〇〇四年四月に發足したさい、XML技術をつかった『元典章』閱覽・檢索システムがほぼできあがっていた。校訂は未了であったが、會讀にさい

して、班員はこれを利用することができた。會讀による本文校定の成果は、ただちにファイルに反映された。校定を終えた「禮部」については、ネットワーク上にこれを公開し、他の部分についても、初歩的な校正を終えてから公開する豫定である。開拓者たる先學の偉大な成果には及びもつかないが、この分野における研究の利便に寄與するところがあるだろう。

會讀に際し、『元典章』を精確に讀解するためには、文書の構成に注意を拂う必要性を強く感じた。『元典章』の編纂過程は明らかになっていないが、地方の官府に蓄積された案牘、すなわち保存公文書を主たる資料源とすることは間違いない。大都の中書省（都省）と地方の行中書省とは平行關係にあった。しかし、重要事案はすべて皇帝の決裁を仰ぐ必要があったため、行省から中書省への問い合わせの咨文、それにたいする回答の咨文の往復が頻繁に行われた。行省の咨文中には、事案の發端となった路府など下屬官府からの上向文書が引用されることがある。大都の中書省では、まず關係する六部・御史臺や各院寺監に對して事案を諮問し、回呈を受け取る。回呈には關連する事例が參照され、「議得」という語につづいて當該官府の意見具申が行われる。中書省がこれを承けて事案の經緯を上奏すると、皇帝の聖旨が下される。中書省から行省への回答には、これらの文書が引用される。樞密院、徽政院、宣政院、集賢院、翰林國史院、太醫院など中央の部局が發端をなす場合もある。この場合でも、政策決定にさいしてはやはり複数の官府間での文書往來が發生する。政策決定過程においては、過去の事例への參照が重視される。それは蓄積された案牘を引用する形で行われるため、

文書の構成はいつそう複雑になる。

行省などに蓄積される案牘は最終決定を伝えるものであるため、以上のような複雑な文書構成をとるものが多い。精確に解讀するうえで、文書中の各文が、どの時点における、どの官府ないしは官人の發言であるのか、確定することは必須である。『元典章』は既存の法例集や案牘に編纂の手を加えたものであるため、各文書内の被引用文書は著しく節略されることがしばしばであり、これによって文書の構成を理解するための鍵が失われることもある。

會讀にさいしては、毎回、文書の構成について意見が交わされたが、判斷に迷うことも少なくなかった。この譯注では、われわれが文書構成をどのように理解したかを示すために、記事ごとに構成を圖示することとした。圖示の方法は植松正氏が考案されたものであり、ここに掲載した圖はすべて同氏作成にかかる。圖示の方法には工夫がなされており、單純な字下げなどの方法よりも遙かに明解である。この獨特の圖示方法については、次頁に掲げる植松氏による解説を参照されたい。

また、モンゴル語による人名、術語のうち原語との對應關係が明らかかなものについては、ウイグル文字モンゴル語にもとづく轉寫を示した。推定によるものは綴りの頭に「*」を附して區別した。また、當時の音價にもとづいて讀音を示すことは不可能であるので、原則としてローマ字轉寫を機械的にカタカナに置き換えるという方法によって讀みを示した。轉寫、讀音の點檢と統一については、船田善之氏の手を煩わせた。厚く鳴謝する。

(岩井茂樹)

班員としてこの共同作業に参加された方々は以下の通りである。

阿風 安承俊 石野一晴 市丸智子 岩井茂樹 植松正 王錦萍
オウンゴア(烏雲高娃) 小野達哉 加藤雄三 魏敏 金文京
桂華淳祥 伍躍 櫻井智美 清水智樹 沈衛榮 武田時昌
堤一昭 寺田浩明 中島樂章 范金民 藤本猛 夫馬進
船田善之 古松崇志 毛利英介 森田憲司 水越知 宮宅潔
矢木毅 山崎岳 Jesse Sloane Wang Liping (汪利平)

(敬稱略)

元典章文書圖解解説

植 松 正

従来、『元典章』が難解であると言われていた理由にはいくつかあるが、そのひとつに、『元典章』が一種の檔案史料であり、収められた文書のそれぞれは各級の官衙や官人の發言内容が錯綜して成立していることがある。しかし多くの先學がこれまで解讀作業に取り組んできたなかで、次第に『元典章』に特有な文書構成が解明されてきている。これに點校をほどこすにせよ、翻譯するにせよ、どちらにしても文中の文言がどの官衙や官人の發言であるかを分析する作業は缺かせない。括弧や段落を用いてそれを示すのは、これまでも採用されてきた有力な方法ではある。しかしそれでは何種類もの括弧や段落を使わなければならなくて、必ずしもわかり易くはない。

そこで今回はそれをより明快に示すために圖解の方法を採用した。その趣旨は、『元典章』の各條を一枚の官文書に見立て、文中の語の次序を一切動かすことなく、それがどういう過程を經ていま見る形に残らざるを得なかったかを文書學的に解析する試みである。

『大元通制』（またその一部である『通制條格』）や近時その半ばが発見された『至正條格』は長大な文書のごく一部、とくにその結論部分を要約して編集されたものである。それらに比して『元典章』のユニークなところは、問題の發端から始めて、途中の各級に

おける檢討經過、そして最終結論に至るまで、その文書移動（文移 また行移という）の大體が知られるところである。『元典章』は、元代において文書行政の實務がどのように行われていたかを今に傳えてくれる、きわめて興味深い生々しい法制・行政文書集なのである。

圖解中、實線で四角に圍んだ部分は、それ自體一枚の文書として見立てることが可能である。下級の官衙からの文書を受け取った上級官衙は、それを丁寧（ていねい）に引用し抄寫して取り込みながら、そこみずからの意見を書き加えて我が官衙の文書となし、さらに上級の官衙に送達して裁可（さいか）を仰ぐ。いま上行文書を例にとったが、それとは逆方向の下行文書の積み重ねも當然あるわけで、こうした文書送達の營爲（えいゐ）が幾層にもわたることが多いのである。

各官衙で檢討の素材とするのが過去の政令や類例の判例である。そうした前例調べは「照得」とか「檢照得」の語によつて導かれることが多い（但し「照得」がすべて前例調べを意味するとは限らない）。その判例自體が重層構造を有するひとつの文書となっていることもしばしばであるから、分析解讀に當つては、直面する課題となつている案件の内容と混同するのを避けるようにしなければならない。そのうえ別の官衙に文書を送達して意見を徴したり、ときには「約會」と稱して合同で協議したりする。しかもしばしば皇帝（てうてい）じきじきの最終的判斷を仰ぐ。皇帝の「那般者」（そのようにせよ。）のひと言さえあれば、これでようやくゆるぎない最終的結論に到達する。慎重を期して獨斷に陥るのを避けるために考案された行政システムには違いないが、實に煩瑣（はんさ）な文書のやり取りが行われ

たものである。こうしたシステムは官文書を尊重する中國政治の傳統のなかから發達してきたと考えられるが、加えて官と吏とが接近したことを特徴とする元代にあつては、司法行政の責任をなるべく廻避しようとする官僚的心理と相俟つて、より顯著な文書主義が盛行した。それこそが元代の官僚的實務政治の特徴であつた。

たんに上下の關係で文書を送達するばかりではない。上にもふれたように、ある官衙が一旦、關連する官衙の意見を訊いたうえでさらなる検討にはいる場合がある。そのために、元代において頻繁に用いられる獨特の官廳用語が生み出された。「呈奉」とは下級官衙が上級官衙に「呈」したのちに、もとの下級官衙が上級官衙の文書（しばしば劄付とか判送と稱される）を「奉」したとの意味である。つまり官文書の往復作用を意味する。但し實際には送つた先の官衙の専門的な判斷を全面的に尊重して追認することも多い。「刑部議得」（これはしばしば「送據刑部呈・議得」の略された形である）などとなるのはたいいそつしたケースである。同種の術語としては「申奉」「移准」「送據」「行據」などがある。また皇帝との間の往復は「奏奉」、皇太子や皇后との間の往復は「啓奉」という術語で示される。こうした文書は往復文書と名づけて、圖解するに際して點線で圍むこととした。

この圖解の方式はつまるところ括弧を用いると同じ意味であるが、より視覺的に明快に理解されるのを期待して創案したものである。但し、ある文言が果たしてどの官衙の意見であるかを判斷するのに十全な根據を備える例ばかりではない。『元典章』文書がいくら文書行政のあとを残しているといつても、やはり相當な節略を経たあ

との所産だからである。たとえば、解析のためのキーワードとなる「具呈照詳」。「具呈したれば照詳せられよ。」と讀んできた）の文言だけを残して、その前段に存在したはずの官衙の意見が省略されることもあり、さらには、その「具呈照詳」のひと言さえもが削除されていることもある。隠されたキーワードを想定しつつ文書移動のプロセスを追跡しようとする時にも、この圖解による分析方法が役に立つであろうと考えている。

なお、中統年間と至元年間のごく初期において、路・法司・省部（六部を指す）の諸段階を経て決するような北中國での斷例がいくらか存在する。これらは江南征服後において先例集としてまとめて南中國にもたらされた文書群であつて、『元典章』に通常見られる形式とはまた異なるので、圖解の方法を用いるには及ばないと考えている。

ここで採用した方法は、植松が「元典章文書分析法」^①として提起したところを改良したものであり、考え方としての詳細はそれを参照していただければ幸いである。

注

- ① 拙稿「元典章文書分析法」（森田憲司編『一三、一四世紀東アジア史料通信』第二號、二〇〇四・一二）参照。

元典章 禮部 目錄

禮部卷之一 典章二十八 禮制一

朝賀

一 〔慶賀〕

二 〔禮儀社直〕 大德七年八月二十日

三 〔軍官慶賀事理〕 元貞二年十月

四 〔守土官行禮班首〕 大德元年 月

進表

五 〔表章定制體式〕 至元三年四月

六 〔表章迴避字樣〕

七 〔表章迴避字樣〕 延祐元年十一月

八 〔又〔表章迴避字樣〕〕 延祐三年八月

九 〔外路拜表禮數〕

十 〔表章五品官進賀〕 至元十年二月

十一 〔表章正官校勘〕 至元十五年三月

十二 〔各衙門進賀表箋〕 皇慶元年正月

十三 〔進表騎長行馬〕 至元八年二月

十四 〔表匣不得支破官錢〕 至元九年三月

十五 〔上位名字〕 至大元年

十六 〔做好事與素茶飯〕 皇慶元年二月

迎送

十七 〔迎接合行禮數〕 至元八年十一月十五日

十八 〔迎接體例〕 至元十年五月

十九 〔迎接〕 大德七年九月二十日

二十 〔又〔迎接〕〕 至大二年五月

二一 〔察司不須迎送接待〕 至元十六年三月

二二 〔省部臺院所差人不須迎接〕 至元十九年五月

二三 〔經過使臣休接〕 至元二十四年六月二十四日

二四 〔迎接委官一員餘者辦事〕 至元二十九年十一月

二五 〔貢獻毋令迎接〕 大德七年十一月

二六 〔開讀許令便路〕 元貞二年七月

二七 〔使臣就路開讀不許輒往屬郡〕 皇慶元年正月

(以上本冊に掲載。以下待續。)

禮部卷之一 典章二十九 禮制二

服色

一 〔文武品從服帶〕 至元二十四年閏二月

二 〔貴賤服色等第〕 延祐二年二月

三 〔提控都吏目公服〕 至元九年

四 〔禮生公服〕 至元十年

五 〔典史公服〕 大德七年十月二日

六 〔巡檢公服〕 大德八年六月二二日

七 〔儒官服色〕 大德十年六月

八 〔站官服色〕 延祐五年正月

九 〔秀才祭丁當備唐巾欄帶〕 至元十年二月

十 〔南北士服各從其便〕 大德十年六月

十一 〔僧人服色〕 至元二十三年

十二 〔校尉帶〕 大德二年二月十八日

十三〔娼妓服色〕 至元五年十月

十四〔又〔娼妓服色〕〕 至元八年

印章

十五〔軍官窠闕印信〕 大德四年

牌面

十六〔改換海青牌面〕 至元七年閏十一月

十七〔追收牌面〕 至元十六年正月

十八〔追收軍民官牌面〕 至元十六年九月

十九〔身故軍官牌面〕 元貞二年二月初二日

二十〔拘收員牌〕 皇慶元年八月

二十一〔軍官解典牌面〕 皇慶二年五月

誥命

二十二〔官員付身不追〕 至元二年二月

二十三〔宣敕給付子孫〕 至元八年二月

禮部卷之三 典章三十 禮制三

婚禮

一〔婚姻禮制〕 至元八年九月

二〔指腹割衫爲親革去〕 至元六年四月

三〔禁夜筵宴例〕 至元七年四月

四〔革去諸人拜門〕 至元八年七月

五〔嫁娶禁約邀欄〕 至元五年八月

喪禮

六〔定爲三年之喪〕 大德八年

七〔畏吾兒喪事體例〕

八〔禁喪葬紙房子〕 至元七年十二月

九〔禁約焚屍〕 至元十五年正月

十〔禁送殯迎婚禮儀從〕 至元二十一年九月

十一〔樂人休迎出殯〕 至大三年正月

十二〔禁治居喪飲宴〕 延祐元年七月十二日

十三〔喪服各從本俗〕 延祐二年八月

葬禮

十四〔收埋暴露骸骨〕二款 中統元年五月

十五〔中都西南許葬〕 至元六年十月二十日

十六〔墓上不得蓋房舍〕 至元八年正月

十七〔移葬嫁母骨殖〕 至元七年閏十一月三日

十八〔占葬墳墓遷移〕 元貞二年九月

十九〔禁約厚葬〕 至大元年十二月

二十〔祖先牌座事理〕 大德四年

二十一〔禁治停喪不葬〕 延祐五年五月

祭祀

二十二〔祭祀典神祇〕 至元九年九月

二十三〔配享三皇體例〕 大德三年

二十四〔祭祀三皇錢數〕 元貞二年七月？

二十五〔三皇配享〕 至大二年正月

二十六〔祭社稷風雨例〕 至元八年正月

二十七〔祭郊社風雨例〕 至元九年二月

二十八〔添祭祀錢〕 延祐四年正月

- 二九〔立社稷壇〕 至元十年
- 三十〔霖雨不止享祭〕 至元十年七月
- 三一〔祈風雨不得支破官錢〕 至元七年十月
- 三二〔人病禱祭不禁〕 至元六年八月
- 三三〔革去拜天〕 至元九年正月
- 三四〔禁祭星〕 至元二十四年十二月

禮部 卷之四 典章三十一 學校一

蒙古學

- 一〔蒙古學校〕 至元八年正月
 - 二〔用蒙古字〕 至元二十一年五月
 - 三〔提調蒙古學校〕 元貞元年三月二十三日
 - 四〔蒙古生員免役〕 至元二十年二月
 - 五〔蒙古生員學糧〕 元貞二年四月
 - 六〔生徒數目〕 大德六年七月
 - 七〔保舉蒙古生徒〕 大德八年正月
- 儒學
- 八〔禁治搔擾文廟〕 中統二年六月
 - 九〔宣聖廟告朔禮〕
 - 十〔朔望講經史例〕 至元六年四月
 - 十一〔崇奉儒教事理〕 至元三十一年七月
 - 十二〔立儒學提舉司〕 至元二十四年閏二月
 - 十三〔秀才免差役〕 至元二十五年十一月
 - 十四〔橫枝兒休差發〕 至元二十五年十一月

- 十五〔儒人差役事〕 皇慶元年十月
- 十六〔種養學校田地〕 至元二十三年二月二日
- 十七〔錢糧分付儒學〕 至元二十九年正月十一日
- 十八〔整治學校〕 至大四年正月
- 十九〔科舉條制〕 皇慶二年十一月
- 二十〔科舉程式條目〕 延祐元年二月三十日

禮部 卷之五 典章三十二 學校二

醫學

- 一〔設立醫學〕 中統三年九月
 - 二〔免醫人雜役〕 中統三年
 - 三〔醫戶免差發事〕 大德三年四月
 - 四〔講究醫學〕 至元二十二年二月
 - 五〔保申醫義〕 元貞二年七月
 - 六〔醫學科目〕 大德九年
 - 七〔醫學官罰俸例〕 大德九年
 - 八〔鄉貢藥物趁時收採〕 大德八年五月
 - 九〔禁治庸醫〕 至大四年十一月
 - 十〔試驗獄醫〕 皇慶二年三月
 - 十一〔試驗醫人〕 延祐三年
- 陰陽學
- 十二〔立司天臺〕 中統二年五月
 - 十三〔陰陽法師〕 至大元年
 - 十四〔禁約陰陽人〕 皇慶元年四月

- 十五〔禁私造授時曆〕
- 十六〔拘收舊曆文書〕 至元二十一年五月
- 十七〔禁收天文圖書〕 至元三十年十月
- 十八〔禁斷推背圖等〕 至元十八年三月
- 十九〔春牛經式〕
- 二十〔試陰陽人〕 延祐二年四月

禮部 卷之六 典章卷三十三 釋道

釋道

- 一〔僧道休差發例〕 至元三十一年五月十六日
- 二〔革僧道衙門免差發〕 至大四年四月
- 三〔革罷僧司衙門〕 至大四年
- 四〔僧道教門清規〕 皇慶二年七月

釋教

- 五〔寺院裏休安下〕 至元三十三年二月三日
- 六〔寺院裏不許筵席〕 免兒年七月二日
- 七〔講主長老替頭〕 大德四年三月
- 八〔和尚不許妻室〕 至元二十八年十月八日
- 九〔披剃僧尼給據〕 至元二十九年六月
- 十〔僧道簪剃給據〕 大德八年二月
- 十一〔又〔僧道簪剃給據〕〕 至大四年四月
- 十二〔保舉住持長老〕 皇慶二年四月
- 十三〔和尚頭目〕 皇慶二年六月十七日

道教

- 十四〔宮觀不得安下〕 至元十四年十一月
- 十五〔住持宮觀事〕 至元二十五年
- 十六〔道官有妻妾歸俗〕 至大四年十月
- 十七〔爲傳法籙事〕 元貞二年二月十八日
- 十八〔爲法籙先生事〕 元貞二年二月十八日
- 十九〔閣皂山行法籙〕
- 二十〔先生每做醮〕 元貞元年三月

- 二一〔有張天師戒法做先生〕 皇慶元年三月
- 二二〔有張天師戒法做先生〕 延祐四年正月二十九日

白蓮教

- 二三〔白蓮教〕 皇慶二年九月初二日

頭陀教

- 二四〔頭陀禪師另管〕 大德二年五月

也里可溫教

- 二五〔禁也里可溫攙先祝讚〕 大德八年

孝節

- 二六〔魏阿張養姑免役〕 至元十年二月
- 二七〔一產三男免役〕 至元八年九月
- 二八〔五世同居旌表其門〕 至元三十年五月
- 二九〔旌表孝義等事〕 大德八年八月
- 三十〔旌表郭廷煒世守孝義〕 至大元年九月

行孝

- 三一〔禁割肝刺眼〕 至元三年十月
- 三二〔行孝割股不賞〕 至元七年十月

- 三三〔禁臥氷行孝〕 至元八年二月
雜例
- 三四〔得古器送官例〕 至元五年八月
三五〔碑上不得鐫寶〕 至元五年
- 新集至治條例 至治二年新集 禮部
禮制 禮儀
- 一〔迎接〕 延祐七年二月
二〔通事捧表不即起程〕 延祐六年八月
三〔宣使開讀〕 延祐四年五月
禮制 服色
- 四〔站官公服〕 至治二年五月
五〔醫官公服〕 延祐三年十月
儒教 學校
- 六〔釋奠大成樂〕 延祐五年三月
七〔訓導敦請年高學博之士〕 至治元年三月
僧道 僧道犯法
- 八〔僧道犯罪經斷遇免奸盜例還俗〕 延祐五年五月
附 祭祀
- 九〔祭祀社稷體例〕 大德八年四月
十〔添支各項祭錢〕 (殘) 大德九年八月

凡例

一 底本としたのは『大元聖政國朝典章』六十卷、『新集至治條例』不分卷(臺北國立故宮博物院景印 一九七二年)である。同書が景印する元刻本は毛晉の舊藏、現臺北國立故宮博物院所藏であり、現存が確認されている唯一の傳本である。人文科學研究所は内藤湖南舊藏の鈔本を藏す。この鈔本は杭州丁氏八千卷樓にあった鈔本を一九〇四年に重鈔したものである。しばしば「沈刻本」と呼ばれる修訂法律館の刻本(一九〇八年)は、修訂法律館に備置されていた鈔本を底本とするらしい(刊記には「以杭州丁氏藏本重校附梓」とある)。この修訂法律館の鈔本は、沈家本の同僚董康が内藤湖南所藏鈔本を重鈔して北京に將來したものと推定される。董康は法律や戯曲に關わる書籍の蒐集家として知られている。この他、ロンドンにあるウェードコレクションに含まれる鈔本が知られており、その寫眞版が人文科學研究所に備置されている。諸本の系統は必ずしも明らかではないが、内藤氏鈔本から推測するに、丁氏八千卷樓鈔本は元刻本を祖本とするようであるが、文字の誤りの他、恣意的な改交も散見する。會讀に際しては、これら諸本および陳垣氏の勞作『元典章校補釋例』六卷(國立中央研究院歷史語言研究所 一九三四年)を適宜參照したが、元刻本と諸本との異同についていちいち注記する煩は避けた。それはわれわれの會讀が、同時代および前後する時代の關連文獻を參照することによって元刻本の本文を校定し、それをどのように讀むことができるか、ということを重視したからである。

二 元刻本は俗字や異體字を多く含むが、校定本文の文字は原則として正體に改め、句讀を加えた。ただし、「はばかりながら」「おもんみる」という意味の「竊」を「切」と表記し、「錠」を「定」、「圓」を「員」と表記するなど、普通の用字はそのままとした。また、「著」「着」は意味による使い分け生じていたと考えられるので、やはりそのままとした。句讀點は中國式に「。」、「、」、「:」（コロン）を使った。譯文および注の邦文については、「。」「、」「:」を使った。

三 各文書の標題は原文冒頭の見出しに一致する。ただし、見出しがない場合、あるいは單に「又」などの文字を見出しとする場合は、前條の標題を（ ）で括って補った。また、若干の文書情報を標題の下に附加した。文書番號、卷、部類項目名、元刊本の記事開始頁番號がそれである。

四 本文に挿入された小字注は【 】で括ることに示した。注が單行であるか雙行であるかは區別しない。

五 元刊本の刻誤や脱落が單純なものである場合、本文中の（ ）によって削除、あるいは改めるべき文字を、（ ）によって補うべき正しい文字を示した。

六 文書の明白な引用について適宜「『 』」をつけた。また、長文にわたる條は、段落を切った。

七 『元典章』の文書は、事案の由來や處理過程、また處理案の根據となる前例を示すため、官廳間の往復文書を引用するのが通例である。多くの場合、被引用文書は節略され、また、引用が複雑な重層構造をとることもある。文書構成を本文中の括弧で表示す

ることは卻って讀みにくい。本稿では、先述の文書構成圖示のほか、譯文中に語句を補ったり、引用の末端であること示したりした。ただし、文書構成が單純明白であるものについては、この限りではない。

八 本研究班ではウェブサイトに、『元典章・禮部』の表示と檢索を提供するページを設け、本文を表示するにさいし、元刻本の行款のとりの表示と、文書の構成を示す表示をボタンによって切り替える機能を持たせた。句讀點を除去した表示も選擇できる。元刊本の各記事の畫像表示も提供している。擡頭などの行款形式や文書構成に關心のある方はこのサイトをご利用いただきたい。アドレスは左記のとおり。

<http://www.zinbun.kyoto-u.ac.jp:8080/yuan3/index.html>

九 (譯) 中に、意味を分かり易くするために挿入した語句は〔 〕で括り、年次の西暦年などを示す場合には（ ）で括った。

十 (注) では、本文と關連記事との異同、および一部の語彙について説明した。

十一 (關連記事) には、本文と同内容の記事、および本文の考證に資する記事をあげた。

十二 各條の末尾に校定本文、譯注などの作成者名を注記した。本冊掲載部分については「朝賀」類を金文京が、「進表」類を岩井茂樹が、「送迎」類を松田善之がそれぞれ擔當した。

禮部卷之一 典章二十八 禮制一 朝賀

一〔慶賀〕(28-01-01 典章28 禮部 朝賀 1a)

聖節⁽¹⁾拈香、前期一月、内外文武百官、躬詣寺觀、啓建祝延聖壽萬安道場⁽²⁾、至期滿散⁽³⁾、其日質明、朝臣詣闕稱賀。外路官員、則率僚屬儒生、阜老⁽⁴⁾、僧道、軍公人等、結綵香案、呈舞百戲、夾道祇迎⁽⁵⁾、就寺觀望闕致香、案下設官屬褥位、敍班立、先再拜⁽⁶⁾、班首前跪、上香、舞蹈、叩頭、三呼萬歲、【公吏人等高聲呼】就拜、興、再拜。禮畢、捲班、就公廳設宴而退。

〔譯〕

〔慶賀〕

皇帝の誕生日の祈禱には、期日の一か月前に内外の文武百官が自ら寺觀に赴き、聖壽萬安を祈る道場を設置し、期日が来れば満願となり散會する。誕生日當日の朝は、朝臣は宮殿に参内してお祝いを述べる。外路の官員の方は、部下や儒生、父老、僧侶と道士、軍人と胥吏を引き連れて、香案に飾りつけをして、踊りや雜技を演じて、道の兩側でうやうやしく〔萬壽牌を〕迎え、寺觀で宮廷の方角を望んで進香する。香案の下には官吏たちのために座蒲團を設け、席次にしたがって整列し、まず二度拜禮する。首席の者が進み出てひざまずき進香し、舞蹈して叩頭し、三回萬歳を唱え、【胥吏たちは大きな聲で唱える】、拜禮して立ち上がり、もう一度拜禮する。儀禮が終わると列を作つて引き上げ、役所で宴會を行なつてから退散する。

(注)

(1) 聖節——皇帝の誕生日の儀禮は、至元八年(一二七二)に、劉秉

忠等の提議によつて初めて朝儀が制定された際、その一環として定められ、同年八月己未(二八日)の世祖の誕生日を天壽聖節と稱し、最初に朝儀が用いられた(關連記事①)。

(2) 啓建祝延聖壽萬安道場——關連記事①の「天壽聖節受朝儀」に「元正の儀の如し」とあり、「元正受朝儀」と同じとされるが、後者では「前期三日、習儀于聖壽萬安寺、或大興教寺」とあるのみで、一か月前に祝壽のための道場が設けられたことは見えない。ただし宋代では、『宋史』卷一二二「禮志十五・聖節」に、「建隆元年、群臣請以二月十六日爲長春節。正月十七日、於大相國寺建道場以祝壽。至日、上壽退、百僚詣寺行香」とあり、また『東京夢華錄』卷九「天寧節」、「夢梁錄」卷三「皇太后聖節」等にも同様の記述が見え、聖節の前に道場を設けるのは、元來は宋の制度であつたことが知れる。金代では關連記事④の「聖節」に、「天會十四年、以隨處申稟萬壽節未審於正生辰或正月十七日開設道場齋筵」云々とあり、やはり同じであつた。元は金制を踏襲したものであらう。またその場所は、「元正受朝儀」に「習儀」の場としてみえる聖壽萬安寺(『元史』卷七「世祖本紀四」至元九年に「是歲：建大聖壽萬安寺」、同卷十「世祖本紀七」至元十六年十二月に「建聖壽萬安寺于京城」、また同卷七五「祭祀志四・神御殿」によると、世祖、裕宗および皇后の影堂があつた)、あるいは大興教寺(『元史』卷二八「英宗本紀二」至治二年十月甲申に「建太祖神御殿于興教寺」とある)であつたらうか。道觀での例としては、元・趙孟頫「松雪齋集」卷十に「皇慶三年三月三日聖節大宴長壽仙道宮」がある。なお地方の官廳でも聖節に道場が啓建されたことを示す宋代の資料として、孝宗の隆興元年(一一六三)、舒州(安徽省潛山縣)における「天慶觀開啓天申聖節祇候朝拜申聞狀」および「在城興化禪院啓建天申聖節申聞狀」の實物が殘されている(『宋人佚簡』第五卷 上海古籍出版

社 一九九〇年。

(3) 滿散——道場での祝願儀式の期間が満ち終わること、その後に齋宴があった。宋代の用語。宋・趙升『朝野類要』卷一「滿散」に「滿散者終徹也。每遇聖節生辰、宰執赴明慶寺、預先開啓祝壽道場、至期滿散畢、賜宴」とある。また『夢梁錄』卷三「皇太后聖節」に、「(四月)初八日壽和聖福皇太后聖節。前一月尙書省、樞密院文武百僚詣明慶寺啓建祝聖道場。……初四日樞密院率修武郎已上、初六日尙書省宰執率宣教郎以上、竝詣明慶寺滿散祝聖道場、次赴貢院齋筵」とあり、宋代では道場の設置日には文武官が共に行動するが、滿散の日は別々であった。

(4) 阜老——父老と同じ。宋・王明清『揮塵錄』三錄卷二に「有何面見朝廷及一城阜老乎」、「大宋宣和遺事」利集に「不知阜老何由知之」とある。『元典章』ではこのみ。

(5) 祇迎——迎える対象は、二「禮儀社直」の記事から考えて萬歲牌と思える。

(6) 先——『元典章』卷二八禮部卷一「禮制一・迎送」の「迎接合行禮數」に「叙班立定」とあり、「先」は「定」の誤りかもしれない。

(7) 捲班——整列して退去すること。『元史』卷一七四「曹元用傳」に「及大朝會、爲糾儀官、申捲班之令、俾以序退、無爭門而出之擾」とある。

〔關連記事〕

①『元史』卷六七「禮樂一・制朝儀始末」、同「天壽聖節受朝儀（如元正儀）」

②『元典章』卷二八禮部卷一「禮制一・迎送」、「迎接體例」

③『通制條格』卷八「賀謝迎送」(②と同文)、「祝壽」（至元三十七年

④『大金集禮』卷二三「聖節」、同卷三九「聖節稱賀儀」

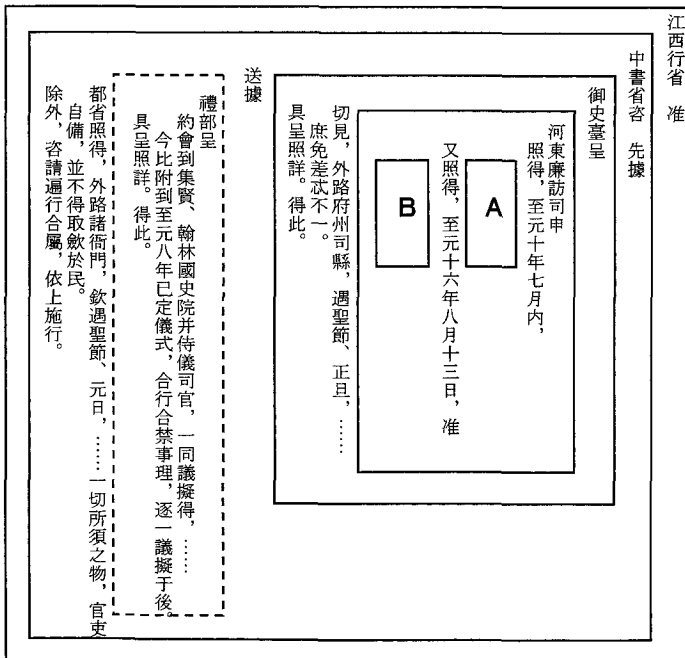
(金文京)

二〔禮儀社直〕⁽¹⁾ (28-01-02 典章28 禮部 朝賀 1a)

大德七年八月二十日、江西行省准中書省咨：先據御史臺呈：河東廉訪司申：照得、至元十年七月內西京路承奉中書兵部符文：奉中書省劄付：准也先⁽²⁾乃蒙古文字譯該：「聖節日、隨路裏官人每、自己俸錢內、殺羊做筵席有。喫素飯筵席呵、宜得一般。麼道、八刺八合失教

〔禮儀社直〕 (典章二八、禮部卷一)

大德七年八月二十日

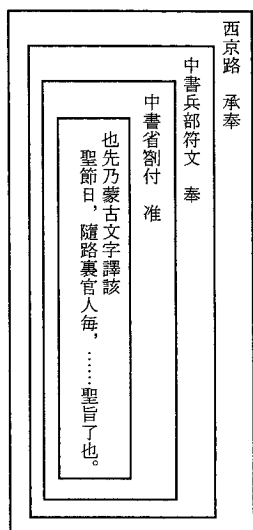


奏呵、那般者。教省官人行文書者。麼道、聖旨了也。」
又照得、至元十六年八月十三日、准太原路牒呈：備奉河東宣慰司割付：欽奉聖旨：「道與西京、太原、平陽等路宣慰使鐸刺沙、我以前每年聖節、教罷了、休做。如今你每奏說、隨路分州城裏官人每、每年做聖節、多費錢物、百姓生受。更兼本命日、又科斂錢物、百姓生受有。如你奏說是實呵、從今以後、聖節、本命日、都住罷了、休做者。」欽此。⁽⁶⁾

河東廉訪司申

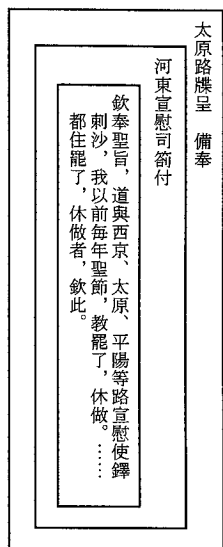
照得、至元十年七月內、

A



又照得、至元十六年八月十三日、准

B



切見外路府州司縣、遇聖節、正旦、拜賀行禮、每每不同、大概勾集諸色社直、行戶粧扮、預先月餘整點。逮及拜賀行禮、必就寺觀中、將僧道祝壽萬歲牌、迎引至于公廳置位、或將萬歲牌、出其坊郭郊野之際、以就迎接。又必揀選便於百姓觀看處所安置、然後官吏率領僧道擡擗壇面、鑊鼓板、幢幡寶蓋、以旋隊。⁽⁸⁾差遣諸色行戶、粧扮(杜)(社)直、娼妓、宮監之類、沿街巷陌擺拽。⁽⁹⁾名爲起敬、實爲混雜褻瀆、甚非警蹕之意。又各處筵席、葷素不一、所需物色、官吏雖名俸錢內自備、所費既多、因而巧取於民、侵擾百姓、習以爲例。擬合從宜講究拜賀儀禮、注爲定制、頒行天下、使臣子遵守、庶免差忒不一。具呈照詳。得此。⁽¹⁰⁾

送據禮部呈：「約會到集賢、翰林國史院并侍儀司官、一同議擬得、凡遇聖節、元日、禮當誠敬祝賀而已。今廉訪司言及率斂民錢、搔擾百姓、又聚衆迎接萬歲牌等事、豈臣下致敬之禮。今比附到至元八年已定儀式合行合禁事理、逐一議擬于後。具呈照詳。」得此。⁽¹¹⁾

都省照得、外路諸衙門、欽遇聖節、元日、臣子之禮、但當以敬爲主、照依至元八年奏准儀式行禮、合用樂人、止就本處在城者、無得於他處勾集、及椿配諸行戶、百姓人等、粧扮社直、所據筵會一切所須之物、官吏自備、竝不得取斂於民。除外、咨請遍行合屬、依上施行。

【譯】

〔藝能の當番〕

大德七年(一二三〇)八月二十日、江西行省のうけた中書省の咨。先にうけた御史臺の呈。河東廉訪司の申に、照得するに、至元十年(一二七三)七月内に西京路が承奉した中書兵部の符

文。奉じたる中書省の割付。うけた也^{エセネ}先乃の蒙古文字からの譯の要約に、「聖節日に隨路の官人たちは、自分の俸給で羊を殺して宴會を開いているが、精進料理の宴會をした方がよろしいと八刺^{バクシ}八合失に奏上させたところ、そのようにせよ、省官たちに文書で通達させよと、聖旨があつた」。

また「河東廉訪司が」照得するに、至元十六年（一二七九）

八月十三日にうけた太原路の牒呈。備奉した河東宣慰司の割付。欽奉した聖旨に、「西京、太原、平陽等路宣慰使の鐸刺沙に、私は以前毎年の聖節の儀禮はやめてするなと言つた。ところが今おまえたちが奏上して言うには、路州の官人たちが毎年聖節の儀式をやつて、多くの錢物を費やし、人民は苦しんでおり、さらに本命日にもまた錢物を徴收して、人民が苦しんでいるという。おまえたちの奏上が事實なら、今後は聖節や本命日の儀式はみなやめてするな」。欽此。

〔御史臺が〕ひそかに考えるに、外路の府州司縣が、聖節や正旦ごとに行う拜賀の禮のやり方は、いつも同じではないが、およそはさまざまな民間の團體や商人を徴集して藝能を上演させるのに、一か月以上も前から準備をさせる。拜賀の儀式の日になると必ず寺觀で僧侶と道士に萬歲牌に祈願させ、それを役所に迎えて安置する。或いは萬歲牌を城郭や郊外に持つて出て、それを迎接させる。また必ず人民が見物しやすい所を選んで安置し、官吏が僧道を率いて、祭壇をかつぎ、銅鑼や太鼓を鳴らし、旗や傘をしつらえて行列を作つて引き返し、さまざまな商人の者に藝能を上演させ、娼妓や宦官の類が、街中や路地をパ

レードする。これらは敬意を表するという名目だが、實際は猥雜で皇帝を冒瀆するものであり、「皇帝の象徴である萬歲牌を」おごそかに迎える趣意にまったくそぐわない。また各地の宴會は、精進のものもそうでないものもあり、必要な物品は官吏が俸給の中から上面するとは言つても、その費用が多額のため、勝手に人民から巧みに徴收し、人民に迷惑をかけるのが常である。拜賀の儀禮を適宜講じて定制となし、天下に頒布して臣下たちに遵守させるべきで、さすれば間違ひや不一致もなくなるであろう。具呈し照詳を乞う。得此（御史臺呈）。

中書省が禮部に送つて受け取つた呈に、「集賢院、翰林國史院並びに侍儀司官を集めて、ともに相談したところ、すべて聖節や元日ごとの儀禮は、ただ誠敬をもつて祝賀するだけでよい。今〔河東〕廉訪司が言うには民の錢を集めて人民を騒がし、又多くの人を集めて萬歲牌を迎接する等の事は、臣下の致敬の禮ではない。今至元八年に定めた儀式で行うべきと禁すべき事理に比附して、逐一検討したもののを後に示す。具呈して照詳を乞う。」得此（禮部呈）。

都省（中書省）が照得するに、外路の諸衙門は聖節、元日ごとに、臣子の禮として崇敬を主となし、至元八年に奏してゆるされた儀式次第に照依して舉禮し、用うべき樂人はただ本處の在城の者とし、他の所から徴集したり、また諸々の商人や人民に割り當て、當番で藝能を上演させてはならない。すべての宴會に必要な物品一切は、官吏が自前で準備し、決して人民から徴收してはならない。「このことを御史臺に回答する」ほかに、

遍く所屬の役所に通達して、これによつて施行するよう咨をもつて請う。

(注)

- (1) 社直——「社」は「社會」の意で、『夢梁錄』卷十九「社會」に、「更有蹺蹺、打毬、射水弩社、則非仕宦者爲之、蓋一等富室郎君、風流子弟與閒人所習也」とあるように、ある特定の技藝の習練や宗教的目的のために結成された民間の團體、「直」はそれらの團體が當番制で藝を披露することであろう。方齡貴『通制條格校注』は、「社火」と同義とする。「火」は仲間。『元史』卷七七「祭祀志六・國俗舊禮」に「世祖至元七年、以帝師八思巴言、於大明殿御座上置白傘蓋一頂。…自後每歲二月十五日、於大殿（大明殿）啓建白傘蓋佛事、用諸色儀仗社直、迎引傘蓋、周遊皇城内外、云與衆生祓除不祥、導迎福祉。…宣政院所轄宮寺三百六十所、掌供應佛像、壇面、幢幡、寶蓋、車鼓、頭旗、三百六十壇每壇擊執擡昇二十六人、鉦鼓僧一十二人。…諸儀衛隊仗列于殿前、諸色社直暨諸壇面、列于崇天門外迎引出宮」、また曾瑞「羊訴冤」(『全元散曲』、五一九頁)に「待賃與老火者殘歲裏呈高戲。要雇與小子弟新年中扮社直」とある。
- (2) 也先乃——エセンネイ (Esenei)。『元史』卷六七、禮樂志一「制朝儀始末」に「(至元)八年春二月立侍儀司。以忽都于思、也先乃爲左右侍儀。奉御趙秉溫爲禮部侍郎兼侍儀司事」とある。
- (3) 八刺八合失——バラク・バクシ (*Baray baysi)。不明。
- (4) 鐸刺沙——不明。倒刺沙、島刺沙 (ダウランヤ Dauras-a ヘダウ ラト・シヤール Daulat'sa) と書かれる人物と同じと思われるが、特定できない。
- (5) 本命日——誕生日と同じ干支の日。『雲笈七籤』卷四五「朝眞儀第九」に「毎月一日、十五日、三元日、庚申日、甲午日、本命日、三會日、八節日、右此日並須朝禮」とあり、道教や占術で重んじら

れた日。宋・李攸撰『宋朝事實』卷七「道釋」に「每歲三元及誕節、皇帝本命日並遣中使致醺」とあるように、宋代には皇帝の本命日に醺が行なわれた。また元命日とも言う。宋・汪藻『浮溪集』卷三「元命日百官乞詣寶籙宮行香表」に、「閱六十日之回旋、時焉致款」とあり、六十日に一回、すなわち一年に六回あることになる。元・蒲道源『閑居叢稿』卷十一「元命」に、「每歲六度降人間、星臨元命。諸侯一德尊天子、日講彝儀。詣孔室以寅恭、想堯階而祝頌」とあり、元では孔子廟でも儀禮が行われたようである。

- (6) 至元十六年八月聖旨——『元史』卷十「世祖本紀」至元十六年八月に「以每歲聖誕節及元辰日、禮儀費用、皆斂之民、詔天下罷之」とある。

- (7) 萬歲牌——皇帝の長壽を祈るための牌。『禮部志稿』卷九「歷朝事例」に「洪武元年令、正旦冬至及壽日、各衙門不許於寺觀行香。其萬歲牌不許復設」とあるのは、元代には寺觀に萬歲牌があつたためであろう。また萬壽牌とも言う。『廟學典禮』卷四「還復濂溪書院神像」に「其濂溪書院、既是學舍、又有萬壽牌、合塑宣聖神像、諸儒朔望謁奠、於禮爲當」とある。

- (8) 壇面——萬歲牌を載せる御輿のようなものか。注(1)参照。『東京夢華錄』卷十「駕詣郊壇行禮」に「壇面方圓三丈許、有四踏道、正南曰午階、東曰卯階、西曰酉階、北曰子階。壇上設二黃褥位。北面南曰昊天上帝、東南面曰太祖皇帝」とあるが、これは擔ぐものではない。

- (9) 旋隊——軍隊などが引き上げること。『明實錄』英宗、景泰元年六月に「九聲喇叭響、旋隊打德勝回軍」(四〇四頁)とある。

- (10) 擺拽——ならべる、配置する。こゝでは行列行進を言うか。『三朝北盟會編』卷三三「宣和七年十二月一日、…更令李嗣本於代州近城踏屯十萬人、塞地昨又曾擺拽耀兵」など、宋代の用語で、軍隊を配置する意味につかわれる。なお方齡貴『通制條格校注』では、「差遣諸色行戶、粧扮社直、娼妓、宮監之類」と讀んで、娼妓、宮

監に扮する意に解するが、娼妓はもとより、宮監（宦官）が藝能を演じたことは、注（一）の散曲に「老火者殘歲裏呈高戲」とみえるところである。「火者」は宦官のこと。

（11）因而——いいかげんに。「因而謂草率、輕易、馬虎、粗略」（『元曲釋詞』）。

（12）侍儀司——『元史』卷七「世祖本紀」に「至元八年三月：甲戌敕，元正聖節朝會，凡百官表章，外國進獻使臣陛見，朝辭禮儀，皆隸侍儀司」とある。

（13）至元八年已定事理——『元史』卷七「世祖本紀」に「至元八年十一月：乙亥，劉秉忠、王磐、徒單公履等言，元正、朝會、聖節、詔赦及百官宣敕，具公服迎拜行禮，從之」，同卷六七「禮樂志一・制朝儀始末」に「八年春二月立侍儀司。：遇八月帝生日，號曰天壽聖節，用朝儀，自此始」とある。

（14）照得——關連記事①では「議得」となっており、その方が適當である。

（15）椿配——定額外の割り當て。『元史』卷九七、食貨志五「鹽法」に「今於至元元年正月二月，兩次奉到中書戶部符文。行鹽食鹽地分，已有定例，毋得椿配於民」，『元典章』卷二二、戶部八「辦理合行事理」に「民間若有課程，止依至元十九年例徵收，不得分毫添答，非理椿配」とある。

（關連記事）

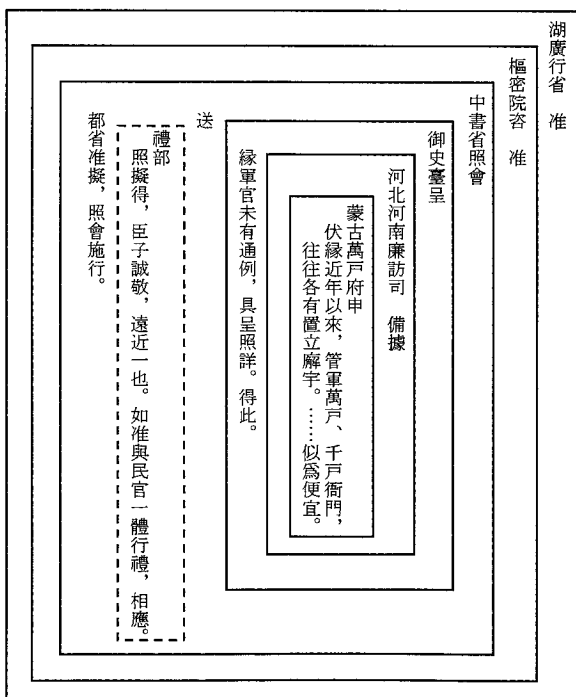
①『通制條格』卷二七、雜禮「拜賀行禮」は、本條を節略したもの。

（金文京）

三〔軍官慶賀事理〕（28-01-03 典章28 禮部 朝賀 2a）

元貞二年十月，湖廣行省准樞密院咨：「准中書省照會：御史臺呈：（河北）（江北）河南廉訪司備據蒙古萬戶府申：「伏緣近年以來，管軍萬戶、千戶衙門⁽²⁾，往往各有置立廨宇，欽遇天壽節日，不以地程遠

【軍官慶賀事理】（典章二八、禮部卷二）
元貞二年十月



近，或三五百里，勾赴萬戶府拜賀。千戶、百戶，將領公吏人等前去，人衆搔擾百姓。合無令軍官有廨宇者，倣依路府州縣城例，止於廨宇拜賀，無廨舍者，就於本處寺觀，祝延聖壽，似爲便宜⁽³⁾。緣軍官未有通例，具呈照詳。得此。

送禮部照擬得，「臣子誠敬，遠近一也。如准與民官一體行禮，相應」。都省准擬，照會施行。

【譯】

〔軍官慶賀の事〕

元貞二年(一二九六)十月、湖廣行省がうけた樞密院の咨。う

けた中書省の照會。御史臺の呈。江北河南廉訪司が備據した蒙古萬戶府の申に、「伏して思うに、近年以來、管軍萬戶や千戶衙門は、往往にして各々廳舎を設置しているが、天壽節の日になると、遠近を問わず、或いは三五百里あつても、部下の千戶や百戶を萬戶府まで赴かせて拜賀させている。千戶や百戶は、公吏人等を連れて萬戶府に赴くため、大勢で人民に迷惑をかけている。軍官で廳舎のある者は、路府州縣城の例にならつて、ただ廳舎において拜賀し、廳舎のない者は、本處の寺觀で聖壽を祈願すべきではなからうか、そうすれば適當であらう」。軍官には通例がないため、具呈して照詳を乞う。得此(御史臺呈)。

〔中書省が〕禮部に送つて照議させたところ、「臣子の誠敬は遠近みな同じである。呈をゆるして管民官と同じように儀禮を行うのが適當である」。都省は擬をみとめて、照會し施行させた。

(注)

(1) 河北河南廉訪司——江北河南廉訪司の誤り。『元史』卷八六、百官志二「肅政廉訪司」に、「江北河南道、汴梁路置司」とある。

(2) 千戶衙門——姚燧『牧庵集』卷六「千戶所廳壁記」に、「我元駐戎之兵、皆錯居民間。以故王夫百夫千夫之長、無解城邑者。…聖皇中統以來、制度寔備。官始有品、祿始有秩。統齊徵發之政、一信于書。故軍得以歛是一軍之資、買田爲廩、門以表堂、堂以聽事、廡以居吏、儲身有庫、閱射有亭」とあり、中統以來、各地の駐屯軍の廳

舎が作られたことがわかる。

(3) 合無令軍官：——「合無令軍官」から「似爲便宜」までは、萬戶府が具申した意見として解釋したが、萬戶府の報告をうけた江北河南肅清廉訪司が御史臺にたいし具申した意見である可能性もある。

(金文京)

四〔守土官行禮班首〕(28-01-04 典章28 禮部 朝賀 2b)

大德元年 月、松江府奉江浙行省劄付：來申：「本府達魯花赤萬戶、松江府達魯花赤、凡遇開讀聖旨詔敕、壽聖節并賀正之時、祭祀行禮班首」。移准中書省咨：送禮部議得、「松江萬戶府、雖係三品鎮守征行屯戍去處、無當終非守土之職。凡遇進賀行禮、若令守土官爲班首、於禮相應」。都省咨請依上施行。准此。「爲是江南鎮守萬戶府、係奏准屯守去處、如鉛山、吳江、江陰州等處、俱係懸帶三顆明珠虎符正三品、常川鎮守、難同時暫征行屯戍、卻令從五品州官爲班首、於禮未順」。移咨中書省定奪去後、今准回咨：送禮部議得、「松江萬戶府、雖係三品、終非守土之職、難以品級定論班序」。如依本部已擬、似爲長便。咨請依上施行。

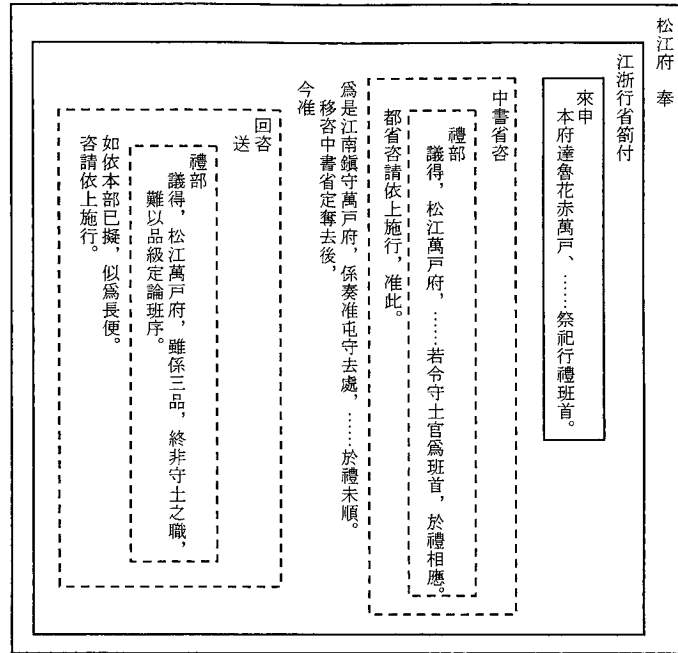
【譯】

〔地方官が儀禮を行う時の首席である〕

大德元年(一二九七) 月、松江府が奉じた江浙行省の劄付。

(松江府の) 來申に、「本府の萬戶府の達魯花赤と松江府の達魯花赤は、聖旨や詔敕を開讀したり、聖節を壽したり賀正の時の祭祀の儀禮の首席(はどちらにしたらよいか)」。〔江浙行省が〕行移して中書省の咨を受けたが、禮部に送つて議したところ、〔松江萬戶府は正三品の鎮守、征行屯戍の場所ではあるが、結

【守土官行禮班首】（典章二八、禮部卷一）
大德元年 月



局のところ地方官ではない。すべて進賀の儀禮では、地方官を首席とすれば、禮において適當である。中書省は咨して以上のように施行することを乞う。准此。〔江浙行省の咨に〕「江南を鎮守する萬戶は、奏してゆるされた屯守の場所であり、鉛山、吳江、江陰州等のところは、ともに三顆明珠虎符を懸帶する正

三品で、つねに鎮守しているのであって、暫時の征行屯戍地と同列に論じ難い。それなのに從五品の州官を首席とするのは、禮において不適當である。移咨して中書省の定奪を求めたところ、今回咨を受けたが、禮部に送って議したところ、「松江萬戶府は正三品ではあるが、結局は地方官ではないので、品級をもって班序を定めるのは難しい。〔中書省が思うに〕禮部の擬案に従うのが長期的にみて適當であらう。咨して以上によって施行せんことを乞う。

〔注〕

（1）松江府——『元史』卷六二、地理志五「江浙等處行中書省」に「松江府唐爲蘇州屬邑，宋爲秀州屬邑。元至元十四年升爲華亭府，十五年改松江府」とある。

（2）松江萬戶府——『元史』卷一三二「沙全傳」に「改松江萬戶府達魯花赤，使專領軍政二十二年，召見遷隆興萬戶府達魯花赤得請復舊名曰抄兒赤。未幾帝以爲松江瀕海重地，復命鎮，賜三珠虎符，卒于官」とある。

（3）無當——この後に脱字があるか、あるいは衍字とすべきであらう。

（4）鉛山、吳江、江陰——江陰については『元史』卷一六五「張禧傳」に「〔至元〕十四年加懷遠大將軍，江陰路達魯花赤水軍萬戶」とあるが、鉛山、吳江は確認できない。

（5）三顆明珠虎符——『元典章』卷二八、禮部一、禮制一「牌面」の「拘收員牌」によると、銀牌、素金牌、一珠虎符、二珠虎符、三珠虎符の順に出世する。『元典章』卷七、吏部一、官制一「職品」によると、萬は正三品。

（6）五品州官——『元典章』卷七、吏部一、「官制一・職品」によると、中州達魯花赤、知州（中）が正五品、下州達魯花赤、知州（下）が從五品。鉛山、吳江、江陰州の州官を指す。

(關連記事)

①『通制條格』卷八、儀制「賀謝迎送」(二二六)に「至元三十一年十一月、中書省河南省咨：迎宣接詔，國家祭祀並朔望行香，止是守土有司爲班首。自立行樞密院以來，鎮守軍官亦要與民官俱作班首。禮部議得，上項事理合准守土官員爲班首。都省准擬」とある。

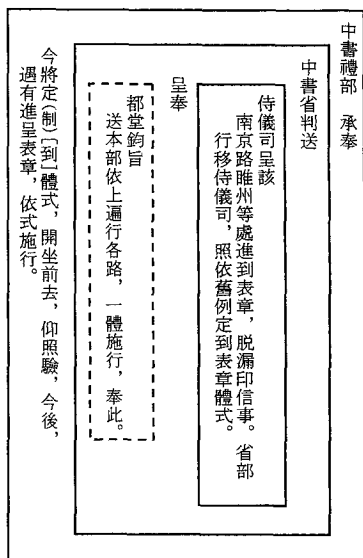
(金文京)

進表 (禮部卷之一 典章二十八 禮制一)

五 (表章定制體式)⁽¹⁾ (28-02-01 典章28 禮部 進表 4a)

至元三年四月⁽²⁾，中書禮部承奉中書省判送：侍儀司呈，該：南京路睢州等處進到表章，脫漏印信事。省部行移侍儀司，照依舊例定到表章體式。呈奉都堂鈞旨：「送本部依上通行各路，一體施行。」奉此。

【表章定制體式】 (典章二十八、禮部卷一)
至元三年四月



今將定制體式開坐前去，仰照驗。今後遇有進呈表章，依式施行。

諸上表，並爲楷書，每幅六行或七行，後一幅，或三行或五行，每行不限字數。第一幅前用帖黃押，下邊用印⁽⁶⁾，末後年月日上及背縫，亦用印。上賤者准此。封皮上帖黃押，下邊用印。其在下「上進」⁽⁷⁾、「謹封」字上用印。上表者，表以紅羅夾複⁽⁸⁾，賤以梅紅羅單複封裏。外路仍盛以鎖鑰全⁽⁹⁾。表匣飾以龍，賤匣飾以螭⁽¹⁰⁾。

【譯】

〔慶賀の表章の規定書式〕

至元三年(一二六六)四月、中書禮部が受けた中書省の判送。

侍儀司の呈の要約に、南京路の睢州などが進呈した表章に印章が押捺されていなかった件についてとあった(侍儀司呈)。中書禮部より侍儀司に文書を送致し、「(金代の)舊例にもとづいて表章の書式をさだめた。(中書省に呈文を上し)都堂の鈞旨を奉じたところ、「禮部に送り、この通りに各路に遍く通知し、一様に行わせよ。」奉此(都堂鈞旨、中書省判送)。今、定めた書式を書き送るので、確認されたい。今後、表章を進呈することになれば、書式によって行うものとする。

およそ上表は、なべて楷書を用い、一幅ごとに六行ないしは七行、最後の一幅は、三行ないしは五行とし、行ごとの文字数は定めない。第一幅のはじめに帖黄を附し、その下方に官印を押捺する。末尾の年月日の上および紙背の貼り合わせ箇所にも押印する。賤を進呈するものも同様とする。封皮の上に帖黄を附し、その下方に押印する。下に書いた「上進」、「謹封」の文字上にも押印する。表章を上る者は、表のばあいは紅羅の二重襖

紗で包み、牋のばあいは梅紅羅の一重の袱紗で包む。外路ではさらに「匣に」収めて鎖鑰を掛ける。表章の匣は龍文で飾り、牋の匣は螭で飾る（全體は禮部符文？）。

(注)

(1) 表章——慶賀の「表」（皇帝あて）、「牋」または「箋」（皇后、皇太子あて）の文例は各種の類書に見える。『祕書監志』卷八には、至元三十年（一二九三）から至正二年（一三四二）におよぶ表箋の實例を收録する。

(2) 至元三年四月——『元史』卷八五、百官志一「禮部」の項は侍儀司が至元八年二月に設立されたとする。この條を至元三年四月に繫年するのは誤りかも知れない。

(3) 侍儀司——二「禮儀社直」の注(12)を見よ。

(4) 舊例——ここで「舊例」とは金朝時代の規定を意味する。『大金集禮』卷三二「班位表奏 牋表」に次のような規定が見える。「尙書省上表、用奏目紙三張、每張約六行或七行、每行不限字數、末後紙三行或五行。前張押貼黃、下邊用印、末後年月上用印、紙縫背用印。用深紅羅夾複一條封裏。貼黃云、上表爲問聖躬事。封皮同」。

(5) 帖黃——「貼黃」に同じ。文字を書いた紙片を上表や奏疏に貼附したもの。宋代では奏疏本文で意を盡くさない箇所に主張や説明を追加する用途に用いられ、明末から清代にかけては題本の末尾に百字以内の要約を書いて貼附した紙片を「貼黃」と稱した。顧炎武『日知錄』卷十八「貼黃」、孫承澤『春明夢餘錄』卷四九「通政使司」などを参照のこと。ここで言う「帖黃」の用途はこれらとやや異なり、慶賀の表牋の「事がき」を書いて第一面や封皮の上に貼付けたものである。

(6) 第一幅前用帖黃押下邊用印——この句と下の「封皮上帖黃押下邊用印」の二句は讀みにくい。『大金集禮』の對應する箇所は「押貼黃、下邊用印」であり、さらに明代の『禮部志稿』卷二二「表箋

式」は「上面貼黃帖一方如印大、帖下用印」とする。これらを参照すれば、この「押」字は「貼る」の意味であり、「帖黃を貼附し（用帖黃押／帖黃押）、その下方に官印を押捺する（下邊用印）」と讀ませるのであろう。

(7) 在下——「在下」というのは、「帖黃」上に押捺された官印よりも下のほうという意味らしい。前引『禮部志稿』の「表箋式」では「封皮上用黃帖、上所書如前。黃帖下用印、印下寫具「官臣某上進、謹封」。于上進、謹封字上用印」と規定する。

(8) 夾複——「夾複」「單複」は「ふくさ」。綾絹を二重にしたものが「夾複」。「複」は「袱」と音通である。『新編事文類聚翰墨全書』はこの條と同じ規定を載せるが、そこでは「夾鈹」「單鈹」となっている（元刻本、明刻本同じ。『新編事文類聚翰墨大全』の當該記事では「元典章」と同じく「夾複」「單複」とする）。

(9) 盛以鎖鑰全——周密『武林舊事』卷八「宮中誕育儀例畧」に妊娠した后妃への支給品を列記したなかに、「香匣盛唾銅剃刀二把、金鍍銀鎖鑰全」とある。また、李綱「中史館繳編次到建炎制詔奏議表劄集狀」（『梁谿集』卷一〇六、狀二）に「今將自建炎初除罷宰相制命、詔書、批答、辭免稱謝表劄、及奏議建明劄子、皆已得旨施行者、編類次第、勒爲四卷、繕寫成冊、繳中史館、用匣複盛貯、鎖鑰全。伏乞照會、收管施行」とある。「盛」は「収める」の意、「鎖鑰全」は「鍵をきちんと掛ける」の意である。「全」は「完備」をあらわす狀態補語として使われている。『元典章』卷四四、刑部六「馮崇等劄壞池傑眼睛」條には「并申遼陽行省文解一匣、夾板油單封印全、發下劍浦縣、差官押發前去外、……」とあるが、「夾板油單封印全」は文書送達用の箱を保護するために板と油紙（あるいは油布）でくるみ、封印をきちんと押すことを言う。

(10) こうした袱紗の色や龍、螭の文様の規定は、金代大定二年（一一六二）に宋代の故實をもとにして定められた。『大金集禮』卷三一「牋表」の同年の記事を参照のこと。

(關連記事)

①『新編事文類聚翰墨大全』(臺灣中央圖書館藏明(?)刻本) 甲集卷二「表箋」,「表章定制體式 新定」,『新編事文類聚翰墨全書』(米澤文庫藏元刻本) 辛集卷三,表箋門「表章定制體式 新定」,同前書(北京圖書館藏明刻本) 庚集卷三,表箋門「表章定制體式 新定」に同文の規定が見える。制定の年月を記すのは「元典章」のみ。

②『元史』卷一百二、刑法志一に「諸内外百司五品以上進上表章,並以蒙古字書,毋敢不敬,仍以漢字書其副。諸内外百司,凡進賀表箋,繕寫謄籍印識各以式,其輒犯廟諱御名者,禁之」と見える。

(岩井茂樹)

六〔表章迴避字樣〕(28-02-02 典章28 禮部 進表 4a)

極盡歸化忘【亡、妄、望同】、播晏祖【祚同】、霽【哀、愛同】、奄、味駕遐仙斯【司、四、死同】、
病苦沒泯滅、凶禍傾頽毀【偃、仆同】、壞破晦刑傷、
孤墜墮服布、孝短夭折災【要同】、困危亂暴虐、
昏迷愚耄過、改替敗廢寢、殺絕忌憂切【激切屏營係舊式】、
患衰囚往棄、喪戾空陷厄、艱忽除掃擯【奸同】、
缺落典憲法【典字近用不駁】、奔崩摧殄隕、慕稿出祭奠【饗、享同】、
鬼狂藏怪漸、愁夢幻弊疾、遷塵兀蒙隔、
離去辭追考、板蕩荒古述、師剝革睽違【戸同】、
叛散慘恐剋【反逆同】、害戕殘偏枯、眇靈幽沉埋、
挽升退換移【非字近用不駁】⁽²⁾、暗了休罷覆、弔斷收誅厭、
諱恤罪辜愆、土別逝【誓同】 泉陵【土字近用不駁】

【右一百六十餘字,其餘可以類推、或止避本字、或隨音旁避、

及古帝王名號不用,數目字亦不許用多⁽³⁾。并⁽⁴⁾】
御名廟諱,皆合迴避。

【譯】

〔表章で迴避すべき文字〕

〔リストは從略〕 右一六〇字あまり、その他は類推できる。

當該の文字だけを避けるものもあれば、音を同じくする文字をひろく避けるものもある。

古の帝王の名前は用いず、數字も多用してはいけない。今上および先代皇帝の諱もすべて迴避すべきである。

(注)

(1) 慕稿——『元典章』および『新編事文類聚翰墨大全』はこのとおり。『硯山齋雜記』は「慕稿」とする。普通字であるが、意味からすると「慕稿」のほうが通りがよい。

(2) 非字——注にいう「非」字がこの句中に見えないのは要領を得ない。「非」の草書體を「升」に誤ったか。

(3) 目——元刻本では筆畫が鮮明でなく「日」字のようにも見える(中央研究院電子テキストは「日」に起こす)。しかし、内藤鈔本および沈刻『元典章』は「目」に作り、『新編事文類聚翰墨大全』も「目」である。「日」では意味が通らない。

(4) 用多——この二字、『新編事文類聚翰墨大全』は「月令」に作る。「數目字も亦許さず。月令ならびに御名」と讀ませるのであろうか。

(5) この箇所を雙行注にするのは、この一行に字を詰めなければならぬ事情が発生したからであろう。次行の「廟諱」を改行擡頭しないのも同じ事情と考えられる。

(關連記事)

①『新編事文類聚翰墨大全』甲集卷二、表箋「表章定制體式 新定」は、前條につづけて「其廻避字樣併附于後」としてこのリストを載せる。
②明末清初の人、孫承澤あるいはその孫にあたる孫燭の作とされる『硯山齋雜記』卷一「表文忌諱」は「元典章」のこの條にもとづいて文字の一覽を載せ（文字には多少の出入りがある）、「其字樣雖難悉避、然亦玉堂視草者所宜知也」という。

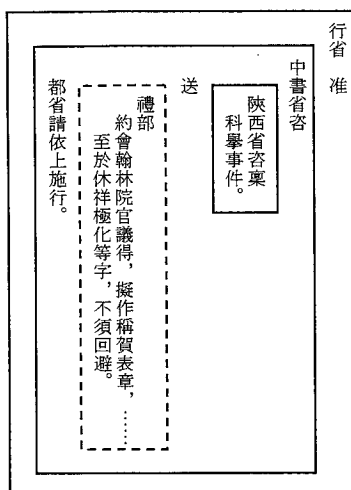
（岩井茂樹）

七【表章回避字樣】二款（28-02-03 典章28 禮部 進表 4b）
延祐元年十一月、行省准中書省咨：陝西省咨稟：科舉事件。送禮部、約會翰林院官議得、擬作稱賀表章、元禁字樣大繁。今擬、除全用御名廟諱不考外、顯然凶惡字樣、理宜回避、至於休祥極化等字、不須回避。都省請依上施行。

【譯】

【表章で回避すべき文字】二則

【表章回避字樣】（典章二八、禮部卷二）
延祐元年十一月



延祐元年（一三一四）十一月、行省が准けた中書省の咨。陝西行省の咨稟に、科擧の件についてとあった（陝西行省咨稟）。『文書を』禮部に送致し、「據けた禮部の回呈に」翰林院の官と會合して議したところ、祝賀の表章を作文させるさいに、元來禁じられている文字が多すぎるので、今上および先代皇帝の諱をそのまま用いるものは不合格とするほか、明らかに凶惡な文字は、當然に回避すべきであるが、「休」「祥」「極」「化」などの字は回避しなくともよいようにしたい、とあった（禮部呈）。中書省より、上のとおり施行することを請う（中書省咨）。

（注）

（1）咨稟——この名稱は『元典章』に散見するが、『通制條格』には見えない。「咨」と異なる點があるのか不明。

（2）不考——不合格にするという意味。『文場備用排字禮部韻註』卷一「試卷不考例」には「皇慶二年中書省條畫内一款：試卷不考格、犯御名廟諱。偏犯者非。及文理紕繆、塗注乙五十字以上」と見える。『元典章』卷三一、禮部四、儒學「科擧程式條目」中にもこの條款が見える。「一、試卷不考格、犯御名廟諱。偏犯者非。及文理紕繆、塗注乙五十字以上」。

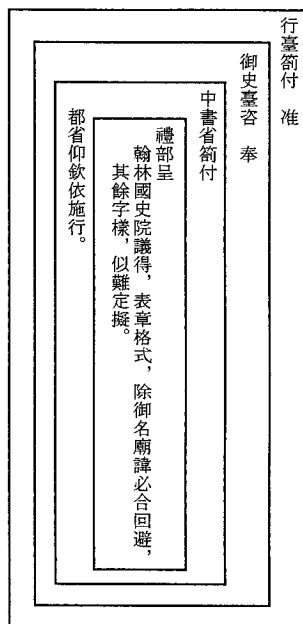
（関連記事）

①『新編事文類聚翰墨全書』庚集卷三、表箋門「表章定制體式 新定」
②『文場備用排字禮部韻註』卷一「回避諱字例」

（岩井茂樹）

八【又（表章回避字樣）】（28-02-04 典章28 禮部 進表 4b）
延祐三年八月、行臺劄付：准御史臺咨：奉中書省劄付：禮部呈：翰

【又表章迴避字樣】 (典章二八、禮部卷一)
延祐三年八月



林國史院議得、表章格式、除御名廟諱必合回避、其餘字樣、似難定擬。都省仰欽依施行。⁽¹⁾

【譯】

〔同前 (表章で回避すべき文字)〕

延祐三年 (一二三六) 八月、行臺の劄付。准けた御史臺の咨。奉じた中書省の劄付。禮部の呈に、翰林國史院が議したところ、表章の書式は、今上および先代皇帝の諱はかならず回避すべきであるが、その他の文字は定め難い (禮部呈)。中書省が、これに遵って施行することを命じる (中書省劄付、御史臺咨、行臺劄付)。

(注)

(1) 欽依施行——この文言は、通常、聖旨による裁可の案件について用いられる。『文場備用排字禮部韻註』および『新編事文類聚翰墨

全書』(元刻、明刻とも) はいずれもこの箇所を「依上施行」に作る。

(關連記事)

- ①『文場備用排字禮部韻註』卷一「回避諱字例」
- ②『新編事文類聚翰墨全書』(元刻本) 辛集卷三、表牋門「表章定制體式 新定」、同前書 (明刻本) 庚集卷三、表牋門「表章定制體式 新定」

九〔外路拜表禮數〕(28-02-05 典章 28 禮部 進表 5 a)

《見後迎拜合行禮數例》⁽¹⁾

(注)

(1) この卷の「迎送」の項「迎接合行禮數」(至元八年十一月十五日 奏准 28-03-01) を指す。

(岩井茂樹)

十〔表章五品官進賀〕(28-02-06 典章 28 禮部 進表 5 a)

至元十年二月、中書省判送：吏禮部元呈：據大名路申：五品以上長官、俱得進表稱賀。開州、濬州、滑州係五品衙門、俱隸本路所轄去處。今後合無令本州官員進賀表章、乞照詳。本部公議、大名路申、見所轄開州、濬州、滑州、雖係五品衙門、即係本路所轄去處。今後如遇聖壽、元日、齋表章、赴本路總管府類聚、止令總管府、差人赴朝廷進賀、似爲相應。批奉都堂鈞旨：「送本部、准呈施行」。

【譯】

〔表章で五品官が進賀するばあい〕

至元十年 (一二七三) 二月、中書省の判送。吏禮部の元呈。據

【表章五品官進賀】（典章二八、禮部卷一）
至元十年二月

中書省判送	
史禮部元呈 據	
大名路申 五品以上長官、俱得進表稱賀。……乞照詳。	
本部公議、大名路申、見所轄開州、滑州、滑州、……似爲相應。	
批奉	
都堂鈞旨 送本部、准呈施行。	

けた大名路の申に、「五品以上の長官は、すべて慶賀の表文を進呈することができる。開州、滑州、滑州は五品の衙門であり、すべて本路の下屬地方である。今後、各州の官員に慶賀の表章を進呈させるべきか否か、ご検討を乞う」とあった（大名路申）。吏禮部で公議するに、大名路の申文に、現在管轄下にある開州、滑州、滑州は五品の衙門ではあるが、本路の下屬地方であるとあった。今後、萬壽節、元日に際會すれば、表章を携えて大名路總管府に赴き、取りまとめのうえ總管府が人員を朝廷に派遣して慶賀の表章を進呈させるのが相應と思われる、と「吏禮部が上申した」（吏禮部元呈）。都堂の鈞旨を受けたところ、「吏禮部に送り、呈を准して施行させよ」とあった（都堂鈞旨、中書省判送）。

（注）
（1）大名路——縣五（元城、大名、南樂、魏縣、清河）と開州（上、

領四縣）、滑州（下）、滑州（中、領二縣）を轄す。『元史』卷五八、地理志一「大名路」。下州のタルガチおよび知州が從五品、中州のタルガチおよび知州が正五品、上州のタルガチおよび知州が從四品。『元典章』卷七、吏部一「官制一 職品」

（岩井茂樹）

十一「表章正官校勘」（28-02-07 典章28 禮部 進表 5a）
至元十五年三月、禮部照得、至元十五年各路賀正表章、内有文理叢雜、句法失悞、及書寫行數、不依元降格式、複匣、鎖鑰、打角不完。省部議得、今後凡進賀表章、令文資正官一員、通儒吏一名、校勘無差、具解進呈。仍於文解上、開寫撰文、校勘官吏、及複匣、鎖鑰備細申呈。

【譯】

「表章は正官が校勘する」

至元十五年（一二七八）三月、禮部が照得するに、至元十五年の各路の賀正の表章には、文章がごちゃごちゃしたり、句づくりを誤ったり、書寫の行數が既定の書式に合致しなかったり、袱紗や箱や梱包がいい加減なものがあつた（禮部照得）。中書禮部が議得するに、今後、凡そ進賀の表章は、文官の官僚一名と學問に通じた吏員一名が校勘して誤りがなければ、送り状を

【表章正官校勘】（典章二八、禮部卷一）
至元十五年三月

禮部 照得、至元十五年各路賀正表章、……複匣鎖鑰打角不完。 省部議得、今後凡進賀表章、……及複匣鎖鑰備細申呈。

添えて進呈する。さらに、送り状には撰文の官および校勘の吏
 (「の名」を列舉し、および袱紗と箱にに入れて細心に鍵をかけて
 「取りまとめの上級官廳に」申呈する(禮部議得)。

(注)

(1) 元降格式——本卷の五「表章定制體式」を指す。

(2) 打角——宋の劉昌詩『蘆浦筆記』卷三に「打」字の用法が論じら
 れている。そこに「包裹謂之打角」と見える。梱包することである

(3) 複匣鎖鑰備細——「複匣鎖鑰」のあとに「備細」が續くのは落ち
 着きが悪い。「完備」あるいは「備完」であつたのかも知れない。

(岩井茂樹)

十二「各衙門進賀表箋」(28|02|08 典章28 禮部 進表 5b)

皇慶元年正月、江西行省准中書省咨：兵部呈：至大四年五月十二
 日、特奉聖旨：「隨處進表來的、五日以裏、都教回去者、推病的^①、

【各衙門進賀表箋】 (典章二八、禮部卷一)

皇慶元年正月

江西行省 准

中書省 咨

兵部 呈

至大四年五月十二日、特奉聖旨、……聖旨了也。欽此。
 除欽遵外、照得、近年以來、……理合赴各處總司、通類貢納。
 以此參詳、今後凡遇進賀表箋、……庶革泛濫之弊。
 如蒙准呈、照會各處遵守相應。具呈照詳。

都省准擬、咨請依上施行。

幹別勾當不去的、當了鋪馬^②、標着他名字、勾當裏再休委付者。今後
 進表時、不揀那衙門裏差的宣使、奏差^③、合來的人每來者。官人每、
 首領官每、并其餘勾當人等、推稱緣故、休來者。來呵、當了鋪馬、
 步行回去、勾當裏休委付者、麼道、聖旨了也。」欽此。

除欽遵外、照得、近年以來、在外諸司、不詳站赤生受、指以進表爲
 由、假公營私、濫行給驛。今略舉腹裏各處帖治提舉司^④、益都淘金總
 管府^⑤、河間山東兩處鹽運司、及徽政院所轄江淮財賦總管府^⑥、及海道
 運糧萬戶府^⑦、似此衙門、理合赴各處總司、通類貢納。以此參詳、今
 後凡遇進賀表箋、除各道廉訪司照依舊例外、據腹裏路分、差官馳驛
 赴都、其餘設置前項司屬、直隸省部、或屬在都衙門、擬合令所在路
 分、就便附納外、據各處行省、宣慰司、都元帥府、宣撫司、轉運司、
 各路總管府、萬戶府、及五品以上衙門、應有進賀表箋、止赴所隸省
 部、總司、通行類咨、欽依差人馳驛、赴中書省、樞密院、徽政院呈
 貢、不許另行給驛、庶革泛濫之弊。如蒙准呈、照會各處遵守、相應。
 具呈照詳。

【譯】

【各衙門の進賀表箋】

皇慶元年(一三二二)正月、江西行省が准けた中書省の咨。兵
 部の呈。至大四年(一三二二)五月十二日に特奉した聖旨に、
 「各地から表文を進呈するために(都に)上つてきた者たちは、
 五日以内にすべて歸還させよ。病氣を口實にしたり、別の仕事
 をしたりして歸還しない者たちは、驛馬を差し止めたうえ、そ
 の人の姓名を書きだし、以後は職務を與えないようにせよ。今

後、表文を進呈するさいには、どの衙門が送つてよこした宣使や奏差であろうと、來させるべき者を來させよ。官僚ら、首領官ら、ならびにその他職務にあたる人員らで、「都に逗留するための」事情を口實にする者たちは、來させるな。來たならば、驛馬を差し止め、歩いて歸還させ、職務を與えるな、との聖旨があつた。」欽此（聖旨）。

この聖旨に遵奉するほか、「兵部が」照得するに、近年以來、地方の諸官府では、ジャムチの困苦をかまわず、表文の進呈を理由とし、公務にかりて私利をはかり、みだりに驛の利用許可を與えている。例をあげると、中書省管内の各地鐵冶提舉司、益都の淘金總管府、河間と山東の鹽運司、および徽政院所轄の江淮財賦總管府、および海道運糧萬戶府などの衙門は、各地の總管府に人を送り、取りまとめて上呈すべきである。これにもとづいて考えるに、今後、凡そ慶賀の表箋を進呈するさい、各道の廉訪司は舊例どおりにおこなうほか、中書省所轄の各路〔總管府〕については驛傳を利用して大都に人を送る。そのほか〔各地に〕設置された前掲の諸衙門は、中書省や各部に直屬するか、在京の衙門に屬するものであるにせよ、所在の各路〔總管府〕について上納してもらうほか、各地の行省、宣慰司、都元帥府、宣撫司、轉運司、各地の總管府、萬戶府、および五品以上の衙門は、あらゆる慶賀の表箋を所屬の行省、各部や總管府にとりまとめて送致し、「聖旨に」欽依して驛傳で人を送り、中書省、樞密院、徽政院に上呈させるべきであり、個別に驛傳の利用許可を與えるべきではない。かようにすれば、

〔驛傳の〕濫用の弊害を除去することになるう。もしもこの呈をおみとめ頂くならば、各地に照會を送り遵守させるのが相應であろう。具呈し照詳を請う（兵部呈）。

都省は〔兵部の〕擬案をみとめ、このとおり施行するよう咨をもつて請う（中書省咨）。

（注）

（1） 推病——病氣のふりをする。こと。長逗留の口實にするわけである。

（2） 當——「阻當（擋）」（はばむ、とどめる）の意味であろう。『元典章』卷三四、兵部一「禁乾討虜軍人」に引く聖旨に「當了底、是也。當住休交去者。欽此。」という表現が見える。また、同書卷五七、刑部十九「禁罷集場」に引く聖旨にも「在前、縣裏、村裏唱詞聚衆的、交當有來。前者、我蠻子田地裏去、回來時分、見村裏唱詞、聚的人每多有。那得每根底、交當了者呵、怎生」とある。

（3） 宣使、奏差——文書の送達などにあたる官。『元史』卷八三、選舉志三「銓法中」に「三品衙門典史、歷三考陞宣使、補不盡、本衙門於相應闕內委用。部典史一考之上、轉省典史、補不盡者、三考補本衙門奏差、兩考之上發寺監宣慰司奏差外、……」と見えるように典史より昇任させる官職であり、正從八品クラス。

（4） 帖治——「帖」は「鐵」の音通。『元史』卷八五、百官志一「戸部」に、「檀景等處採金鐵冶都提舉司、秩正四品。提舉一員、正四品。同提舉一員、正五品。副提舉一員、從六品。掌各冶採金煉鐵、權貨以資國用。國初、中統始置景州提舉司、管領景州、灤陽、新匠三冶。至元十四年、又置檀州提舉司、管領雙峯、暗峪、大峪、五峯等冶。大德五年、檀州、景州三提舉司、併置檀州等處採金鐵冶都提舉司、而灤陽、雙峯等冶悉隸焉。他如河東、山西、濟南、萊蕪等處鐵冶提舉司、及益都、般陽等處淘金總管府、其沿革蓋不一也」とある。

(5) 益都淘金總管府——「淘金」すなわち砂金の採取事業をおこなう

官府。益都（山東中部の青州に屬す。『元史』卷九四、食貨志二「戸部 歲課」に、「初、金課之興、自世祖始。其在益都者、至元五年、命于從剛、高興宗以漏籍民戸四千、於登州棲霞縣淘焉。十五年、又以淘金戸二千簽軍者、附益都、淄萊等路淘金總管府、依舊淘金。其課於太府監輸納。在遼陽者、至元十年、聽李德仁於龍山縣胡碧峪淘採、每歲納課金三兩。十三年、又於遼東雙城及和州等處採焉。在江浙者、至元二十四年、立提舉司、以建康等處淘金夫凡七千三百六十五戸隸之、所轄金場凡七十餘所。未幾以建康無金、革提舉司、罷淘金戸、其徽、饒、池、信之課、皆歸之有司。在江西者、至元二十三年、撫州樂安縣小曹周歲辦金一百兩。在湖廣者、至元二十年、撥常德、澧、辰、沅、靖民萬戸、附金場轉運司淘焉。在四川者、元貞元年、以其病民罷之。在雲南者、至元十四年、諸路總納金一百五錠。此金課之興革可考者然也」。

(6) 江淮財賦總管府——武宗の至大二年（一二三〇）に興聖宮江淮財賦總管府として設立。皇太后の錢糧を管轄した。

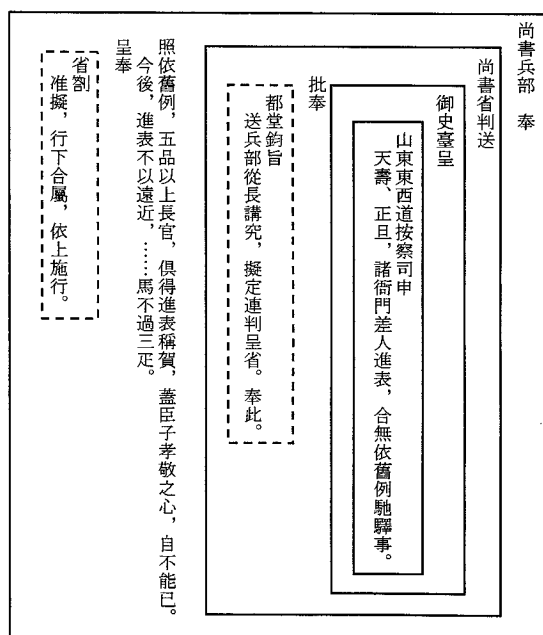
(7) 海道運糧萬戸府——朱清と張瑄は南宋平定の過程で元軍に歸順した海賊であり、元朝はかれらに江南から大都への物資や米糧の運搬を擔わせた。至元二十三年（一二八六）十一月には、朱清と張瑄を萬戸に任命した。詳しくは、植松正「元代の海運萬戸府と海運世家」（京都女子大學大學院文學研究科研究紀要）史學編三、二〇〇四年）。

（岩井茂樹）

十三〔進表騎長行馬〕（28-02-09 典章28 禮部 進表 6a）

至元八年二月、尙書兵部奉尙書省判送：御史臺呈：山東東西道按察司申：天壽、正旦、諸衙門差人進表、合無依舊例馳驛事。批奉都堂鈞旨：「送兵部從長講究、擬定連判呈省。」奉此。照依舊例、五品

【進表騎長行馬】（典章二八、禮部卷二）
至元八年二月



以上長官、俱得進表稱賀。蓋臣子孝敬之心、自不能已。今後進表不以遠近、止合乘騎長行馬²、預期前來。許令經行館驛安下。擬合官爲應副飲食、馬疋草料分例、人不過二人、馬不過三疋。呈奉省割、准擬、行下合屬、依上施行。

【譯】

〔進表のさいには長行馬に騎乗する〕

至元八年（一二七二）二月、尙書兵部が奉じた尙書省の判送。御史臺の呈。山東東西道按察司の申に、萬壽節と元旦に諸衙門

が人を遣つて表章を進呈するさいに、「金代の」舊例どおりに

驛傳を利用すべきや否やについて、とあつた（山東東西道按察司申、御史臺呈）。「尙書省が」都堂の鈞旨を奉じたところ、

「兵部に送致し、宜しきところを検討し、案を定めて〔禮部と兵部とが〕連署して尙書省に上呈させよ。」奉此（尙書省判送）。

〔禮部が議得するに〕舊例に沿つて、五品以上の長官にはすべて慶賀の表文を進呈することを許す。臣子孝敬の心はおのずと已む能わざるものだからだ。今後、進表のさいには、遠近をとわず、長行の馬に騎乗させて期日まゝに來させ、道筋のジャムチの館舎に宿泊するのを許すこととする。驛官が用意する供應の飲食と馬の飼料のあてがいは、人については二人分、馬については三匹分を超えないこととしたい（禮部兵部呈）。この案を上呈し、尙書省の割付を奉じたところ、「擬案をみとめる。下屬すべてに行文し、これによつて施行せよ」（尙書省割付）。（全體は尙書兵部の符文?）。

（注）

（1）舊例——この「舊例」は金代の規定を指す。「大金集禮」には驛傳の利用についての規定は見えないが、同書卷三二「賤表」に、海陵王時代の天德五年（一一五三）に「諸州刺史及都督、京官五品已上在外者、竝奉疏賀。皆禮部爲奏」と定めたことが見える。

（2）長行馬疋——驛に備えつけの馬ではなく、往來の官員などが一路隨行させる馬を意味する。唐代の出土文書によつて長行馬の制度を論じたものに、藤枝晃「長行馬」（『墨美』第六十號）がある。『朴通事諺解』卷下に「你哥除在那裡。除在南京應天府丞。幾時行。昨日去了。鋪馬裏去也長行馬去。甚麼長行馬、五箇鋪馬去了、也不小

可」という問答が見える。

（岩井茂樹）

十四〔表匣不得支破官錢〕（28-02-10 典章28 禮部進表 6a）

至元九年三月、中書戸部據太原、京兆等路申：賀正表匣用過鈔物、請除破事。又照得平灤路申：萬壽節表匣用過物料等價。省部議得、隨路官員呈進稱賀萬年節并元正旦表章、寔出於人臣誠敬之心。所用鈔物、卻於官錢內支破、以臣子之分、似乎未宜。合令各路官員、自行出備。呈奉都堂、准呈。

【譯】

〔表章および箱に公金を支出するな〕

至元九年（一二七二）三月、中書戸部が據けた太原、京兆など

【表匣不得支破官錢】（典章二八、禮部卷二）
至元九年三月

中書戸部 據	太原、京兆等路申 賀正表匣用過鈔物、請除破事。
又照得	
平灤路申	萬壽節表匣用過物料等價。
省部議得、隨路官員呈進稱賀萬年節并元正旦表章、……	
合令各路官員、自行出備	
呈奉	
都堂〔鈞旨〕	准呈。

の路の申文に、正月の慶賀の表章および箱に用いた交鈔と物品について、支出の承認を請求する件、とあった(太原路京兆路申)。さらに平灤路の申文に、萬壽節の表章と箱に用いた物資の購入費用についてとあった(平灤路申)。省部が議得するに、各路の官員が萬壽節ならびに元旦を慶賀する表章を進呈するのは、まことに人臣たるの誠敬の心よりであるものに、公金より經費を支出するのは、臣下の分として宜しきに缺けるであらう。各路の官員らに、自費で用意させるべきである(戸部呈)。都堂に上申して呈を准された。(全體は中書戸部の符文?)

(注)

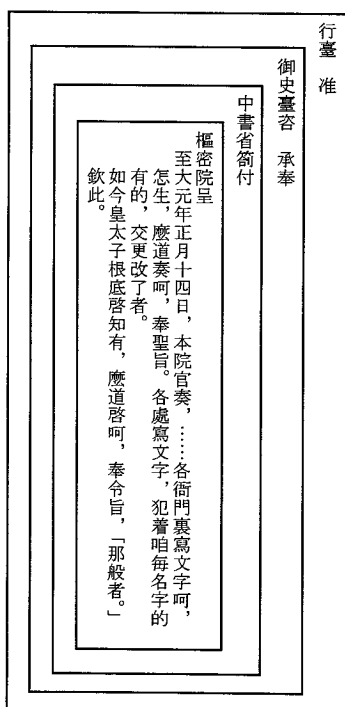
- (1) 太原——太原路は、地震の頻發を理由として大德九年(一三〇五)に冀寧路と改名された。『元史』卷五十「五行志一」。
- (2) 京兆——京兆路は至元十六年(一二七九)に安西路、さらに皇慶元年(一三二二)に奉元路と改名された。

(岩井茂樹)

十五〔上位名字〕(28-02-11 典章28 禮部進表 6b)

至大元年、行臺准御史臺咨：承奉中書省劄付：樞密院呈：至大元年正月十四日、本院官奏：「世祖皇帝登寶位、在後完者都皇帝登寶位呵、多人每犯着上位名字的、交改了有來。如今皇帝登了寶位也、皇帝在軍上時分、爲軍情勾當的上頭、寫着上位的〔名〕字、樞密院裏與將來的文字也有。爲人的勾當與將來的也有。皇帝登了寶位之後、在先潛邸時分聖旨了的勾當來、麼道、只寫着上位的字來的文字也有。

【上位名字】 (典章二八、禮部卷一)
至大元年



多人每犯着上位名字的也有。如今改了年⁽⁴⁾是⁽⁴⁾的其間、多人每裏頭犯着上位名字的、俺在先已行了的文字裏、差寫了的也有。交更改了、省諭多人、各衙門裏寫文字呵、怎生、麼道、奏呵、奉聖旨：「各處寫文字、犯着咱每名字的有的、交更改了者」。如今皇太子根底啓「知有」、麼道、啓呵、奉令旨：「那般者。」欽此。⁽⁵⁾

【譯】

〔お上の御名〕

至大元年(一三〇八)、行臺が准けた御史臺の咨。承奉した中書省の劄付。樞密院の呈に、至大元年正月十四日、樞密院の官が上奏した。「世祖皇帝(クビライ)が帝位に就かれたのち、オルジェイト皇帝(成宗テムル)が帝位に就かれると、多くの人がお上の御名を犯していたので、改めさせた。現在、皇帝〔武宗カイシャン〕が帝位に就かれたが、皇帝が軍中にあった

時、軍事の仕事のためにお上の御名を文書にいて、樞密院が送ってきた文書にもある。民政の仕事のために送った文書にもある。皇帝が帝位に就かれたのち、さきに潜邸にあられた時に聖旨で命じられた仕事があると言って、お上の御名をそのまま書いた文書もある。多くの人がお上の御名を犯している。今、年號を改めた時に、多くの人がお上の御名を犯し、われらがさきに送った文書のなかで、誤って書いてしまったものもある。それを改めさせると多くの人に省諭するため、各衙門に文書を書き送っては如何か（樞密院官奏）と上奏したところ、聖旨を奉じるに、「各處で書いた文書に我が名を犯しているものがあれば、改めさせよ」とあった（聖旨）。今、皇太子（後の仁宗アユルバルワダ）に「知りおかれたい」と啓奏したところ、令旨を奉じるに「そのようにせよ。」欽此（令旨）（樞密院呈、中書省割付、御史臺咨）。

(注)

- (1) 完者都皇帝——「完者都」（オルジェイト Oljeitu）は、成宗テムル（Temür）のおくり名。在位一二九四～一二〇七。関連記事①『通制條格』は「完澤篤」に作る。『元典章』でも他の箇所は「完澤篤」または「完澤亮」であり、「完者都」という表記はこの箇所のみ。『至正條格』断例第一二二條には「完者篤」という表記がみえる。
- (2) 皇帝——一二〇七年に即位した武宗カイシャン（Qašan）。大徳三年（一二九九）からカイダ Qaidan 軍との戦いに従事した。
- (3) 上位的字——『通制條格』の当該條によつて「名」字を補う。
- (4) 年号——「年號」の誤りか。この一文は『通制條格』では省略さ

れている。

- (5) 各衙門裏寫文字呵——『通制條格』の当該條は、「各衙門裏行與文字呵」に作る。
- (6) 聖旨——方齡貴『通制條格校注』は、「皇太子根底啓知有」までを聖旨のこととする。同書、頁三四〇。
- (7) 皇太子——武宗カイシャン（Qašan）の弟、アユルバルワダ（Ayurbarwada）。武宗の歿後一二三一年に即位した。一二三〇年に歿し仁宗と諡された。
- (8) 欽此——令旨の引用を「欽此」で結ぶのは異例である。『通制條格』の当該條は「敬此」とする。直前に引く聖旨を結ぶ「欽此」がないために、傳寫の過程で「敬此」を「欽此」と誤ったのかもしれない。

(関連記事)

- ①『通制條格』卷八、儀制「臣子避忌」（二二八）

（岩井茂樹）

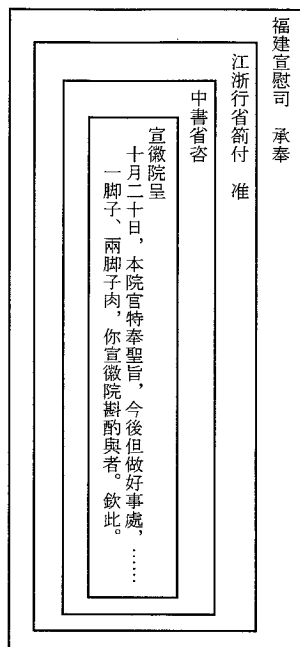
十六〔做好事與素茶飯〕⁽¹⁾（28-02-12 典章28 禮部 進表 7a）
 皇慶元年二月 日、福建宣慰司承奉江浙行省割付：准中書省咨：宣徽院呈：十月二十日、本院官特奉聖旨：「今後但做好事處、只與素茶飯、休交喫肉者。合喫肉茶飯的好事、一脚子、兩脚子肉、你宣徽院斟酌與者。」欽此。

【譯】

〔法會には精進料理を供せよ〕

皇慶元年（一二三二）二月某日、福建宣慰司が承奉した江浙行省の割付。准けた中書省の咨。宣徽院の呈に、十月二十日、宣徽院の官が特奉した聖旨に、「今後、およそ法會をおこなうところでは、精進料理だけを出し、肉類を食わせるな。肉料理を

【做好事與素茶飯】 (典章二八、禮部卷一)
皇慶元年二月 日



食うべき法會には、一斤の肉か、二斤の肉か、なんじ宣徽院が斟酌して與えよ。」欽此 (聖旨) (宣徽院呈、中書省咨、江浙行省節付)。

(注)

(1) 【做好事與素茶飯】——本條を「進表」の部に含める理由はない。卷三三「釋道」がふさわしいであろう。『元典章』卷首の目録には、この條目がない。元刻本では、「表章」類に先だつ「朝賀」類の末尾に手書でこの條目を追加しているが、本條を「朝賀」に含めるのも適切を缺く。

(2) 宣徽院——『元史』卷八七「百官志三」に「掌供玉食。凡稻粱牲牢酒醴蔬果庶品之物、燕享宗戚賓客之事、及諸王宿衛、怯憐口糧食、蒙古萬戶、千戶合納差發、係官抽分、牧養孳畜、歲支芻草粟菽、羊馬價直、收受闌遺等事、與尙食、尙藥、尙醢三局、皆隸焉。所轄内外司屬、用人則自爲選」とあるように、大きな権限をもっており、大德三年(一二九九)からは、從一品衛門であった。

(3) 一脚子、兩脚子肉——「脚子」とは、モンゴル語を直譯した

語であり、ここでは肉一斤を「一脚子」と数える量詞として用いられている。松井太氏の考證によれば、驛傳を利用する使臣にたいする糧食支給を命じるモンゴル文「驛傳利用特許狀」のなかに、「二本の脚koの肉」という表現が見え、これを同種の漢文文書と比較することによって、一koの肉が一斤の肉に對應するという。詳しくは松井「モンゴル時代の度量衡——東トルキスタン出土文獻からの再検討——」『東方學』第百七輯(二〇〇四年)を参照されたい。この條に引かれる聖旨は、肉類を食べるべき法會(佛事、醮事など)にさいし、一人あたり一斤か二斤の肉のわりあてを宣徽院が斟酌して出すように命じているわけである。

(岩井茂樹)

迎送 (禮部卷之一 典章二十八 禮制一)

十七【迎接合行禮數】(28103101 典章28 禮部 迎送 8a)

大司農御史中丞兼領侍儀司事^①、至元八年十一月十五日、幹耳朶裏奏准：每遇聖節、元日、詔赦、并各官受宣敕、除沿邊把軍官再行定奪外、諸路官員、合無令各官照依品從自造公服迎拜行禮。奉聖旨：「除沿邊把軍官外、那般行者。」欽此。已經呈覆、今據侍儀司申：「檢照到舊例、外路官員、如遇聖節、元日、詔赦、并各官受宣敕禮數、開申前去外、有合行禮數、逐旋講究申覆、乞照驗事」。備呈中書省、照驗施行。

一、元日外路拜表儀。拜表日質明、望闕置香案、并設官屬褥位、敘班立定。禮生贊拜、在位官皆再拜、司吏捧表、跪授班首、班首跪受、以授所差人、所差人跪受訖、班首起立、禮生贊拜、在位官皆再拜訖、退。

一、外路迎拜詔敕。送詔敕官到隨路，先遣人報。班首即率僚屬吏從人等，備儀從音樂香輿⁽⁷⁾，詣廊外迎接，見送詔敕官，即於道側下馬，所差官亦下馬，取詔敕，置於輿中⁽⁸⁾，班首詣香輿前，上香訖，所差官上馬，在輿後，班首以下皆上馬後從，鳴鉦鼓作樂，前導至公所，從正門入。所差官下馬，執事者先於庭中望闕設詔敕案及香案，并褥位。又設所差官褥位在案之西，及又設床於案之西南。所差官取詔敕，置於案，綵輿、香輿皆退。所差官稱「有制」，贊，班首以下皆再拜，班首稍前跪，上香訖，復位，又再拜。所差官取詔敕，授知事⁽⁸⁾，知事跪受，上名司吏二員⁽⁹⁾，齊捧詔敕，同陞宣讀，在位皆跪聽。讀訖，詔敕置於案，知事等復位，班首以下皆再拜，舞蹈叩頭，三稱萬歲⁽¹⁰⁾。【官吏叩頭中間，公吏等相應高聲山呼萬歲】。就拜，輿，又再拜訖，班首以下，與所差官相見於廳前，禮畢，所差官行，班首率僚屬、公吏、音樂，送至城門外而退。

一、送宣⁽¹¹⁾。授宣命官，如見在⁽¹²⁾〔任〕隨路府州，或別司長官二官，使者先遣人報知，受宣官率僚屬吏從等，備儀從、音樂、綵輿⁽¹⁵⁾。【二官，并別司長官二官，所在府州取索排辦音樂，并綵（輿）（輿）、香輿⁽¹⁶⁾，詣（廊）（廊）外迎接，望見使者，即於道側下馬，使者亦下馬，取宣置綵輿中，受宣官詣香輿前上香訖，退，遣人覆知使者，爲未受宣命，未敢參見。使者在輿後，受宣官次行，皆上馬從後，鳴鉦鼓作樂，前導至所居⁽¹⁷⁾【如閑居官，即使者入館，遣人往報。授宣官令人傳語取覆⁽¹⁷⁾。給宣之日，先於本宅，隨即排辦。仍報所在京府州郡，差知禮數人，并合用案褥等物。其京府州郡須合應副，隨本官往處館⁽¹⁸⁾，導引所居處。如本家無音樂、儀從者，更不排辦⁽¹⁹⁾】，皆從正門入，使者下馬，執事者先於庭中望闕設宣命案及香案，并褥位

【使者褥位在宣案之西⁽²⁰⁾】，使者取宣於綵輿，捧置案上【案上仍設衣褥⁽²¹⁾，綵輿及香輿皆退。使者就褥位立，受宣官就望闕褥⁽²²⁾〔位〕立定，禮生贊，再拜，稍前跪，上香，又再拜。使者稱「有制，賜卿宣命⁽²³⁾」。受宣命官又再拜，跪，使者取宣於案以授，受宣官受訖，置於懷，就一拜，輿。稍退，恭閱宣命訖。復致於懷，就褥位，再拜，舞蹈叩頭，就拜，輿，又再拜，受宣官近使者前跪，問「聖躬萬福⁽²⁴⁾」，使者躬答曰「聖躬萬福⁽²⁵⁾」。受宣官起，使者與受宣官及諸僚屬相見於廳前，禮畢⁽²⁶⁾。

一、受敕其日⁽¹⁹⁾，受敕官具公服，就公所望闕設香案，褥位【如閑官就本宅正廳⁽²⁰⁾】。送敕官立於香案之西，受敕官詣褥位立定，禮生贊，再拜訖，搢笏跪上香，送敕官捧敕，以授受敕官，受敕官受敕，置于懷，出笏，就拜，輿，復再拜，禮畢，與所差官相見。

【譯】

〔出迎える際に行うべき儀禮〕

大司農御史中丞兼領侍儀司事が至元八年（一二七二）十一月十五日、オルドで奏して准されたこと。「聖節・元日・詔敕ならびに各官が宣敕を受けるに際しては、邊境の把軍官についてはあらためて決定することとして、諸路の官員は、まさに各官に品階によって自ら公服を造って出迎えて禮を行わせるべきではないか」。奉じた聖旨に、「邊境の把軍官以外は、そのようにせよ。」欽此（聖旨）。すでに呈覆し、今據けた侍儀司の申に、「〔金代の〕舊例を検照して定めた、外路の官員が聖節・元日・詔敕ならびに各官が受ける宣敕に際しての儀禮を開申したが、〔そのほかにも〕まさに行うべき儀禮があり、逐次調査検討し

て申覆する。照驗するよう乞う」(侍儀司申)。申を備えて中書省に呈文を送るので照驗して施行せられたい。

一、元日に外路が表をたてまつるときの儀禮。表をたてまつる日の朝に、闕庭を望む方向に香案を置き、また屬官の座蒲團の席を設け、席次にしたがって整列する。禮生が合圖すれば、同席の官は皆な二度拜禮する。司吏が表を捧げもち、跪いて班首に授ける。班首は跪いて受けとり、派遣される人に授ける。派遣される人が跪いて受けとりおわれば、班首は起立する。禮生が合圖し、同席の官が皆な二度拜禮しおわれば、退席する。

一、外路で詔敕を出迎えて拜禮する。詔敕を送る官が隨路に到れば、先ず人を遣つて報知させる。班首はすぐに僚屬・吏従の人等を率いて、儀從・音樂・香輿を用意して、城郭の外に出むいて迎える。詔敕を送る官が見えたと、すぐに道の脇に下馬する。派遣された官も下馬し、詔敕を取りだして、輿の中に置く。班首は香輿の前に詣で、進香しおわれば、派遣された官は上馬して輿の後ろにあり、班首以下も皆な上馬して後に従う。鉦と鼓を鳴らして樂を奏で、先導して役所に至り、正門から入る。派遣された官は下馬する。執事する者は先ず庭中の望闕に、詔敕の案及び香案ならびに座蒲團の席を設ける。また派遣された官の座蒲團の席を案の西に設け、さらにまた床を案の西南に設ける。派遣された官は詔敕を取りだし、案に置く。綵輿・香輿はともに退ける。派遣された官は「制有り」と稱え、合圖すると、班首以下は皆な二度拜禮し、班首はやや前に進んで跪き、進香しおわれば、元の席に戻り、また二度拜禮する。派遣され

た官は詔敕を取りだし、知事に授ける。知事は跪いて受けとり、上名の司吏二員は、そろつて詔敕を兩手で捧げ持ち、ともに陞つて宣讀する。同席のものは皆な跪いて聴く。讀みおわると、詔敕を恭しく案の上に置き、知事等は元の席に戻り、班首以下は皆な二度拜禮し、舞踏して叩頭し、萬歳を三唱する【官吏は叩頭する間、公吏等は相應じて高らかに萬歳を三唱する】。そのまま拜禮し、起ち上がり、また二度拜禮しおわれば、班首以下は、派遣された官と廣間で對面する。禮が終われば、派遣された官は行き、班首は僚屬・公吏・音樂を率いて、城門外まで送つて退く。

一、宣を送る。宣命を授かる官が、もし現任の隨路・府・州、或いは別司の長官・次官であれば、使者はまず人を遣わして報知させる。宣を受ける官は僚屬・吏従等を率い、儀從・音樂・綵輿を備え【次官、ならびに別司の長官・次官の場合、所在の府・州から音樂、ならびに綵輿・香輿を手配するよう求める】、城郭の外に出むいて迎える。使者を望見すれば、すぐに道の脇で下馬する。使者も下馬し、宣を取り出して綵輿の中に置く。宣を受ける官が香輿の前に進み、上香しおわれば、退いて、人を遣わして使者に報告させる。まだ宣命を受けていないので、まだあえてお目通りはしない。使者は輿の後にあり、宣を受ける官は續いて行き、皆な上馬して後に従う。鉦と鼓を鳴らして樂を奏で、先導して居所に至り【もし閑居官であれば、使者は館に入り人を遣わして報知させる。宣を授かる官は人に傳言させて確認をとる。宣を給わる日に、まずその住まいで、ただち

に手配をする。なお所在の京・府・州・郡に報知し、「〔京・府・州・郡は〕儀禮を知る人を派遣し、ならびに用いるべき案や座蒲團などの物は、その京・府・州・郡が對處すべきである。その官に隨つて宿泊する所に行き、居所に案内する。もしその家に音樂・儀從のものがなければ、さらには手配しない」、皆な正門から入る。使者は下馬する。執事する者は先ず庭中の望闕に宣命案及び香案、ならびに座布團の席を設ける【使者の座布團の席は宣案の西にある】。使者は宣を綵輿から取り出し、捧げ持つて案の上に置く【案の上には衣褥（卓布）を置いておく】。綵輿及び香輿は皆な退ける。使者は座蒲團の席について立ち、宣を受ける官は望闕の座布團の席について立ち、禮生が合圖したら、二度拜禮し、やや進んで跪いて進香し、また二度拜禮する。使者は、「制有り、卿に宣命を賜う」と稱える。宣命を受ける官はまた二度拜禮して跪く。使者は宣を案から手に取つて授ける。宣を受ける官は受けおわれば、懷に收め、そのまま一度拜禮し、起き上がる。稍や退き、恭しく宣命を拜見しおわれば、また懷に收める。座布團の席について、二度拜禮し、舞蹈して叩頭し、そのまま拜禮し、起き上がり、また二度拜禮する。宣を受ける官は使者の前に近づいて跪き、皇帝陛下のご多幸を問安する。使者は畏まって答えて、皇帝陛下はご多幸である、と言う。宣を受ける官は起き上がる。使者は宣を受ける官及び諸々の僚屬と廣闊で對面し、禮がおわる。

一、敕を受ける當日、敕を受ける官は公服を着用し、役所の望闕に行つて香案、座布團の席を設ける【もし閑官であれば、そ

の住まいの正面の廣闊に行く】。敕を送る官は香案の西に立ち、敕を受ける官は座蒲團の席に詣でて立つ。禮生が合圖し、二度拜禮しおわれば、笏をさしはさんで跪いて進香する。敕を送る官は敕を捧げ持つて、敕を受ける官に授ける。敕を受ける官は敕を受けとり、懷に入れ、笏を手に取りだし、そのまま拜禮し、起き上がり、また二度拜禮する。禮がおわれば、派遣された官と對面する。

〔注〕

- (1) 大司農御史中丞兼領侍儀司事——『元史』卷七「世祖本紀四」至元七年十二月丙申朔、卷八「世祖本紀五」至元十二年四月丁卯、卷九「世祖本紀六」至元十四年二月丁亥から大司農卿・御史中丞・御史大夫・樞密副使・宣徽使などを務めたボロト（孛羅・Bolud）であることがわかる。ドルベン（Dorben）氏。後にイランに赴き、『集史』編纂の重要なインフォーマントの一人となった。
- (2) 幹耳朶——オルド（ordu）は、カーン（qayan）・カトン（qatun）らが居住する天幕ないしその宮廷を意味する。
- (3) 把軍官——こゝでは管軍官とほぼ同義か。一二五七年鹿邑太清宮カイド（Gaidu）太子令旨碑に、「道與黃河那□□底把軍官每、管民官每、達魯花（赤）□□往行踏底軍每」とあり、一二六一年林縣寶嚴寺クビライ（Qubilai）聖旨碑にも、「把軍底軍人每根底」とある（蔡美彪『元代白話碑集錄』科學出版社、一九五五年、頁二一一—二二）。蒙文直譯體の定型化以後は、「軍官每」「管軍（的）官人每」「管軍官每」。對應するバズバ文子モンゴル語は、*“čeriǰuṣun noyad”*（軍のノヤンたち）。また、『紫山大全集』卷二二「雜著、軍政」、又一「重役重差之苦狀」に、「故軍前明有軍籍、鄂勒（奧魯 ayuruy のこと）官有鄂勒籍、軍前發還、鄂勒官即知其來家、鄂勒官起發應役、把軍官即知其在家」とある。なお、『元典章』卷五、

臺綱一、行臺「行臺體察等例」には、「管軍官」「把軍官」の兩方が用いられている。

(4) 申覆——『吏文輯覽』卷二九に「申覆。申、即申文也。覆、詳審之意」とある。

(5) 望闕——地方の官府で皇帝儀禮が行われるに際しては、大堂前の空間に「闕庭」と呼ばれる小亭が臨時に設置された。「望闕」とは本來宮殿の方角に向くという意味であるが、地方官府内ではこの「闕庭」に正對する位置に香案や參列者の席次を設けることを言う。

(6) 禮生——儀禮の進行を掌った。外路では、司吏から一名が選ばれて擔當した(『元典章』卷二九、禮部二、禮制二、服色「禮生公服」)。

(7) 香輿——『通制條格』(關連記事①)では「綵輿、香輿」とあり、後文からも二種の輿が用いられることが知られる。後者が香爐を置く輿であることから、「綵輿」は皇帝の制詔を置くために綵帛で飾られた輿であろう。

(8) 輿中——『通制條格』(關連記事①)は「綵輿中」に作る。

(9) 知事——首領官の一。地方行政官府では、路に二員、府・上州に一員が置かれた。中州・下州・縣には置かれておらず、例えば、『通制條格』卷八、儀制「賀謝迎送」(三三一)及び『元典章』卷二九、禮部二、禮制二、服色「提控都吏目公服」で、濮州には知事が置かれていないことを理由に提控案牘が公服を造るべきかどうかの問題となっている。

(10) 司吏——胥吏の一。地方行政官府では、現地採用の貼書↓司縣司吏↓府州司吏↓路司吏という昇任経路が一般的であった(牧野修二『元代勾當官の體系的研究』大明堂、一九七九年、頁三一―六六)。「大金集禮」では、知事・司吏に都目・孔目官がそれぞれ對應する。「大唐開元禮」卷一三〇、嘉禮、「皇帝遣使詣諸州宣詔書勞會」及び「皇帝遣使詣諸州宣敕書鎮興州同」では、使者が詔書(制書)・敕書を宣讀しており、金制・元制とは一線を畫する。

(11) 相見於廳前——『大金集禮』(關連記事⑤)では、ここで酒席が設定されており、ここにいう「相見於廳前」も酒席を念頭に置くべきか。

(12) 宣——一品から五品までの任官の辭令。六品から九品までは敕。

(13) 授——『通制條格』(關連記事①)は「受」に作る。

(14) 見任——元刻本、沈刻本は見任に作る。『通制條格』(關連記事①)および『大金集禮』(關連記事⑤)の該當箇所に従って改める。

(15) 綵輿——『通制條格』(關連記事①)は「綵輿、香輿」とする。

(16) 取索——要求して取る。取り立てる。元代では「取索錢債」といった用例が多いが、「取索看詳」「取索點檢」(『憲臺通紀續集』)といった用例もみられるので、ここでは、ゝするのを求めるという意味をとった。『大金集禮』では、「貳官并別司長貳移文置司所在京府、州、郡取索排辦音樂、綵輿、香輿」とある。なお、『明律國字解』頁二三三に、「申索と云は、何々入用なりと朝廷へ申上げて、申をろすことなり。取索も、同意なり」とあつて参考になる。

(17) 排辦——準備する。手配する。

(18) 閑居官——後出のように「閑官」ともいう。「閑」は「閒」にも作る。官位を帯びながら職務をもたない時期にある官員のこと。宋代の閑居官については、竺沙雅章『宋代官僚の寄居について』(『東洋史研究』四一・二、一九八二年)、『宋元佛教文化史研究』汲古書院、二〇〇〇年に再録)がある。

(19) 取覆——目上の人に報告する。または伺いをたてる。

(20) 所館——元刻本、沈刻本は處館に作るが、『通制條格』(關連記事①)および『大金集禮』の該當箇所「所館」に作る。

(21) 禮畢——ここで文が途切れているが、これに続く「一、受敕其日」項の末尾と同様に、「禮畢、使者與受宣官及諸僚屬相見於廳前」の語順であつたかと推測される。このままの語順であつたとすれば、宣命の授與に續く宴席の儀制の記述が「禮畢」のあとに續いていた可能性がある。

(22) 其——『通制條格』(関連記事①)は某に作る。

(23) 摺笏——笏をさしはさむ。笏は、朝見の時などに手にもった板で、天子のことは書き留めた。用いないときは、腰帯にさしはさんだ。

(関連記事)

①『通制條格』卷八、儀制、「賀謝迎送」(二三〇)(ほぼ同文。『元典章』では箇條書きの部分で四條であるのに對し、こちらは六條。『通制條格』のみにみえる公服に關わる二條は、『元典章』卷二九、禮部

二、禮制二、服色「文武品從服帶」[至元二十四年閏二月]にみえる)

②『元史』卷七「世祖本紀四」至元八年十一月乙亥

③『元史』卷六七、禮樂志一「制朝儀始末」

④『秋澗大全集』卷四三、序「朝儀備錄敘」

⑤『大金集禮』卷二四、敕詔「外路迎拜敕詔」、卷二五、宣命「送宣賜生日」

⑥『金史』卷三六、禮志「臣下拜敕詔儀」

(船田善之)

十八〔迎接體例〕(28-03-02 典章28 禮部 迎送 10a)

至元十年五月 日、中書吏禮部據平灤路申：奉尙書禮部符文：照會

外路官如遇聖旨、元日、詔敕、并差使者送宣於外路、各官受宣敕禮

數。依奉施行外、別不見受宣官員自齋宣命赴任、并出廓迎接聖旨、

有無公服迎拜、各各禮數體例、申乞明降事。又據眞定路申：每遇使

臣人員、齋擎聖旨、隨路開讀、府司官吏出廓迎接、不知合無穿帶公

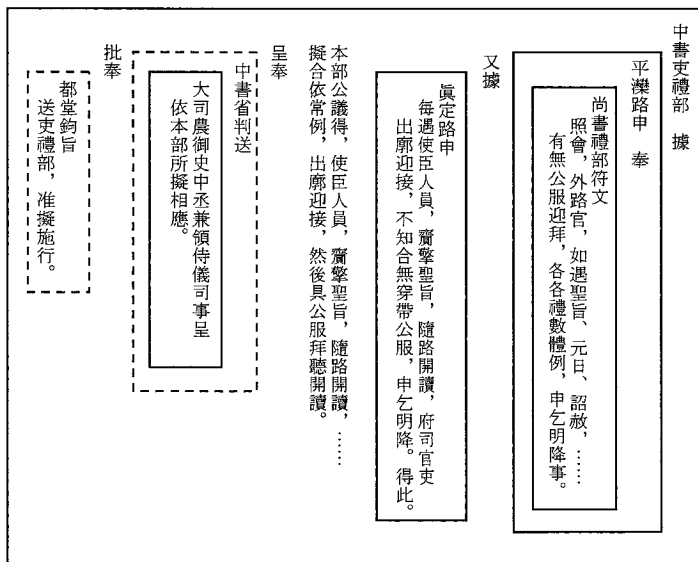
服、申乞明降。得此。本部公議得、使臣人員、齋擎聖旨、隨路開

讀、隨路官司擬合具公服迎接外、據受宣官、自齋宣命赴任、擬合依

常例、出廓迎接、然後具公服拜聽開讀。呈奉中書省判送：大司農御

史中丞兼領侍儀司事呈：「依本部所擬、相應」。批奉都堂鈞旨：

〔迎接體例〕(典章二八、禮部卷二)
至元十年五月 日



〔送吏禮部、准擬施行〕。

【譯】

〔出迎への體例〕

至元十年(一二七三)五月 日、中書吏禮部が據けた平灤路の申に、「奉じた尙書禮部の符文に、外路の官が聖節・元日・詔

敕に際して、ならびに使者を派遣して外路に宣敕を送り、各官が宣敕を受けるに際しての儀禮を照會する、とあった(尙書禮部符文)。奉じたとおりに施行するとして、「これとは」別に宣を受ける官員が自ら宣命を携えて赴任する場合、ならびに城郭を出て聖旨を出迎える場合は、公服での出迎え拜禮があるのかないのかわからない。各各の儀禮の體例について、申して明降を乞う」との事について(平灤路申)。また據けた眞定路の申に、「使臣の人員が、聖旨を携えて、隨路で開讀するのに際して、府司の官吏は城郭を出て出迎えるとき、まさに公服を着用すべきかどうかかわからない。申して明降を乞う。」得此(眞定路申)。本部が公議したところ、使臣の人員が、聖旨を携えて、隨路で開讀する場合は、隨路の官司はまさに公服を用意して迎接すべきであるとの擬案を定めるとして、宣を受ける官が自ら宣命を携えて赴任する場合については、まさに常例どおりに、城郭を出て出迎え、然る後に公服を着用して開讀を拜聽すべきとの擬案を定めた。呈して奉じた中書省の判送に、「大司農御史中丞兼領侍儀司事の呈に、『本部が定めた擬案どおりにすれば、相應である』(大司農御史中丞兼領侍儀司事呈)。批奉した都堂の鈞旨に、『吏禮部に送り、擬案を准して施行させよ』(都堂鈞旨)とあった」(中書省判送)。

(注)

(1) 符文——この符文は、外路の官が行うべき儀制(禮數)を各路に通知(照會)するものであった、と解釋した。なお、この時期尙書

省が存在したのは、至元七年(一二七〇)正月から九年(一二七二)正月まで。

(2) 聖旨——聖節とすべきか。

(3) 開讀——『吏文輯覽』卷三三四三に、「開讀。謂將詔書展開宣讀也」とある。詔書・聖旨の開讀については、船田善之「元代の命令文書の開讀について」(『東洋史研究』第六三卷第四號、二〇〇五年)、「靈巖寺執照碑」碑陽所刻文書を通してみた元代文書行政の「斷面」(『アジア・アフリカ言語文化研究』第七〇號)頁九五〜九七、「元代の命令文書の開讀使臣について——その人的構成と巡歴ルートを中心に——」(『東方學』第百十一輯)を参照。

(4) 府司——は路總管府の司のこと。

(5) 常例——ここで「常例」とは、通常の官員を出迎えるさいの儀禮を指すのであろう。出迎えに際して公服は着用せず、入城後の開讀の際に公服を着用すればよいということになる。

(船田善之)

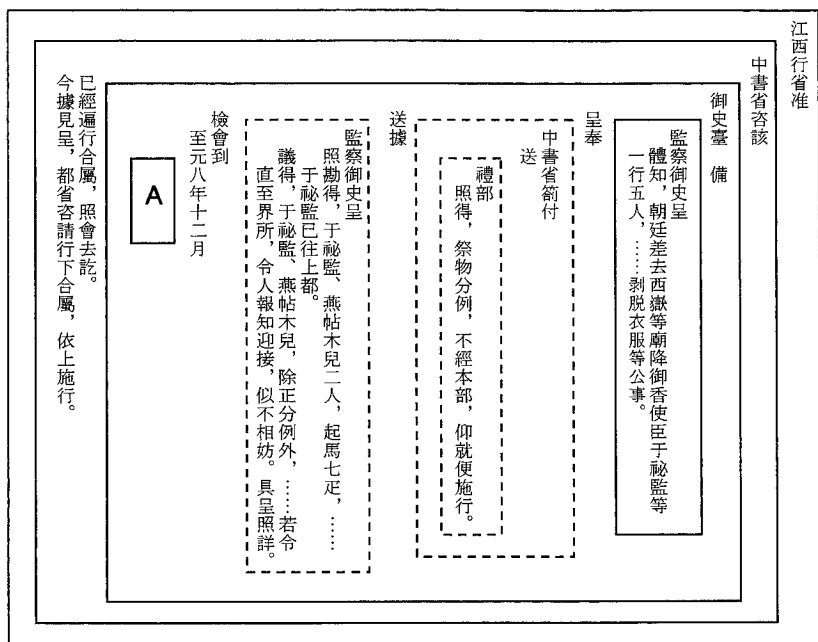
十九〔迎接〕(28+03+03 典章28 禮部 迎送 10b)

大德七年九月二十日、江西行省准中書省咨、該：御史臺備監察御史呈：體知朝廷差去西嶽等廟降御香使臣于祕監等一行五人、起馬七疋、經過站赤、除正分例外、多要羊肉等物、縱令總領、將秦川驛等處站司王思明等毆打、剝脫衣服等公事。呈奉中書省劄付：送禮部照得、祭物分例、不經本部、仰就便施行。

送據監察御史呈：照勘得、于祕監、燕帖木兒二人、起馬七疋、前去西嶽、后土廟降御香、別無開到正從人數、所過州縣預報、致令官府出郭伺候、連日妨奪公務。又令官吏准備茶食祇待、到於降御香地面、合用祭物、止於屠戶之家、權借宿羊祭祀、實不欽聖上致命之意、于祕監已往上都。

議得，于祕〔監〕、燕帖木兒，除正分例外，多餘取要半酒麪米，及祭祀用過豬羊齋料等物，此間無可照勘，即係有司所行事理，宜從都

【迎接】（典章二八、禮部卷一）
大德七年九月二十日

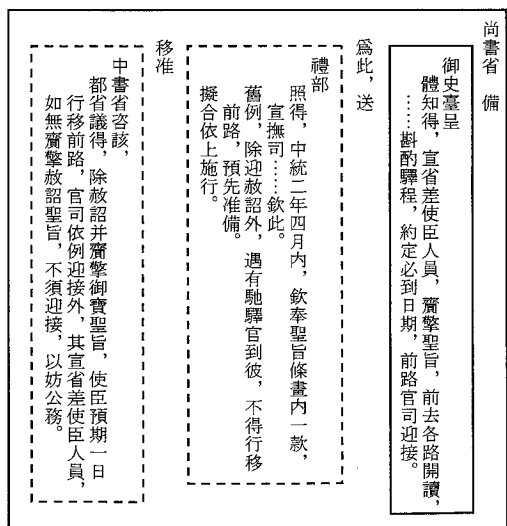


省割付合屬，照勘依例施行。今後降香人員經過去處，探期行移前路，連日廢務出廊迎接，有妨公事。若令直至界所，令人報知迎接，似不相妨，具呈照詳。

檢會到至元八年十二月尚書省備御史臺呈：體知得，宣省差使臣人員，齋擎聖旨，前去各路開讀，常是預先行移前路，其總管府官吏，率領倚郭司、縣官吏，出城迎接，或三四日，或五七日，或〔十〕餘日，纔方到來，以致妨奪公務。今後合無令宣省差使臣，斟酌驛程，約定必到日期，前路官司迎接。為此，送禮部照得，中統二年四月

檢會到
至元八年十二月

A



内、欽奉聖旨條畫内一款、宣撫司除【至】欽此【見前察司不迎送例】¹²⁾。舊例、除迎敕詔外、遇有馳驛官到彼、不得行移前路、預先準備、擬合依上施行。移准中書省(咨)咨、該：都省議得、除敕詔并齋擎御寶聖旨、使臣預期一日行移前路、官司依例迎接外、其宣省差使臣人員、如無齋擎敕詔聖旨、不須迎接、以妨公務。

已經遍行合屬、照會去訖。今據見呈、都省咨請行下合屬、依上施行。

【譯】

〔出迎え〕

大德七年(一二〇三)九月二十日、江西行省が准けた中書省の咨の要約。御史臺が備した監察御史の呈に、「體知したところ、朝廷が派遣して西嶽等の廟に行つて御香を降す使臣于祕監等の一行五人は、馬七頭を徵發して站赤を經過する際に、正式の分例以外に、羊肉等の物を多く要求し、總領を放任して秦川驛等のところの站司の王思明等を毆り、衣服を剥ぎ取らせた事件について」(監察御史呈)。呈して奉じた中書省の劄付に、「禮部に送り(據けた禮部からの回呈に)、照得するに、祭物の分例については本部の決定を経たものではないので、便宜的に施行させる」(禮部呈、中書省劄付)。

送つて據けた監察御史の呈に、「照勘したところ、于祕監・エルテムルの二人は、馬七頭を徵發して、西嶽・后土廟に行き、御香を降すのに、別に列記した正従の人数もなく、經過する州縣に事前に報知して、官府(の人員)に城廓を出て伺候させ、連日公務を妨げることとなった。また官吏には食事を準備して接待させた。御香を降す地に到着したときには、用いるべき祭

物は、ただ屠戸の家より、かりに宿羊を借りて祭祀しただけであった。このように實に皇帝陛下のご命令の意を尊んでいない。于祕監はすでに上都に行つた。

議得するに、于祕監・エルテムルは、正式な分例以外に、羊・酒・穀物、及び祭祀に用いた豚・羊・齋料等の物を餘分に多く要求して取つた。こちら(監察御史)では照勘できることではなく、有司が行うことである。都省から合屬に劄付して、照勘して例によつて施行させるべきである。今後、香を降す人員が經過するところで、時期を見積もつて前路に行移させると、連日任務を中斷して城郭を出て出迎えるので、公事を妨げることになる。もし直接境界に至り、「そこで」人を遣わして報知させ、出迎えさせれば、妨げにならないであろう。具呈するので照詳せられよ」(監察御史呈)。

檢會したところ、至元八年(一二七一)十二月に尙書省が備した御史臺の呈に、「體知したところ、宣使や省が派遣する使臣の人員が、聖旨を携えて、各路に行つて開讀するのに、常に預めまず前路に行移し、總管府の官吏は、倚郭の錄事司・縣の官吏を率いて、城を出て出迎えている。或いは三、四日、或いは五、七日、或いは十餘日經つてから、ようやく到着することがあり、これによつて公務が妨げられている。今後は、宣使や省が派遣する使臣に、驛程を斟酌し、確實に到着する日時を約定させて、次の經由地の官司に出迎えさせるべきではないか」(御史臺呈)。このことについて禮部に送つたところ(禮部からの回呈に)、「照得するに、中統二年四月内、欽奉した聖旨條畫

内の一款に、「宣撫司は除く【中略】。欽此」【以前の察司不迎送例に見える】（聖旨條畫内一款）。「金代の」舊例では、敕詔を迎えるのを除き、驛を馳せる官がそこに到着する場合は、次の經由地に移して預めまず準備させてはならない。まさに上によって施行すべきである」とあった。移して准けた中書省の咨の要約に、「都省が議得するに、敕詔ならびに御寶聖旨を携える場合、使臣は預め一日前に次の經由地に移し、官司は例によって出迎えるとして、その宣使や省が派遣する使臣の人員が、もし敕詔・聖旨を携えていなければ、出迎えて、それによって公務を妨げることがあってはならない」（御火臺呈、中書省咨）。

すでに合屬に通行し、照會済みである。今見呈に據いては、都省は否して、合屬に行下し、上によって施行せられんことを請う（中書省咨）。

(注)

- (1) 西嶽等廟降御香使臣——『元史』卷七十二「祭祀志一」に「而嶽鎮海濱、使者奉璽書即其處行事、稱代祀」とあり、同卷七六「祭祀志五・嶽鎮海濱」からは、派遣が三道に分かれていた時期、西嶽と后土への派遣が同一になされていたことが知られる。森田憲司「元朝における代祀について」（『東方宗教』九八、二〇〇一年）も参照。西嶽（華山）は、當時の行政区畫でいえば安西路華州にあった。后土廟は、平陽路河中府榮河縣にあった。
- (2) 于祕監——『祕書監志』卷九「題名・祕書監」に于仁良の名がみえる。

- (3) 分例——使臣がジャムチ (jamci) を利用するに當たって、供給される糧食などの定額。『元典章』卷十六、戸部二「分例・使臣」正從分例差割上開寫によれば、站赤を利用する人員に對して、兵部は、蒙古字 (パスパ字) の證明書 (別里哥) の上に漢字で正從及び兀刺赤 (ウラチ *Urači*、馬夫) の人數を書いて發給した。

- (4) 總領——役人の從者。『元典章』卷二二、戸部八、課程「辦課合行事理」に「在先、阿合馬根底并他總領、孩兒每底根底、又其餘官人每根底、與肚皮有來。」同書卷三六、兵部三、驛站・站赤「禁治騷擾站赤」に「又提點官等總領、親戚、退閑官吏、假借威勢、聘散香茶等物、勒索錢物、致使站戶逃移消乏。」同書新集戸部「祿粟・職田」官員職田依鄉原例分收に「各官令梯已提控、總領人等、將關面軍斗高量加倍、仍要水脚稻藁等錢」。同書新集戸部、課程・茶課「延祐五年拯治茶課」に「一、運司每年、各官分司吏帖人等、買囑隨行、又有舍人、總領、祇候、曳刺人等、隨至分司去處、威挾有司、需求百端、稍有相違、結構無籍之徒、以私茶爲由、妄經分司陳告、展轉追問。又分司所至之處、卒至禍及平民、所有各處解課之人、必須先投各官舍人、總領門下、方敢齎鈔納官。又被各衙祇候、曳刺人等、合成群黨、週要衙番、納事錢物。」

- (5) 秦川驛——『類編長安志』卷七「驛郵・驛」に、「太寧驛在咸寧縣城東草市、東至昭應驛、四十六里、去秦至川驛、四里」、「昌亭驛在臨潼縣西南五十步、東至華州渭南縣驛、八十里。西至府秦川驛、五十里。南至藍田縣、七十里。北至櫟陽縣、三十五里」とある。

- (6) 燕帖木兒——エルテムル (*Eltimur)。同定でできず。代祀では、モンゴル人・漢人が組み合わせて派遣される場合が多かった（前掲森田論文、頁二四・二五）。

- (7) 宿羊——前夜から肉を用意して備えて置くこと、あるいは、宵越しの肉を宿肉という。

- (8) 齋料——齋戒用に供出される物品。
- (9) 宣省差——『通制條格』（關連記事①）では、「宣使省差」とある。

宣使と省が差わした使臣の意。

(10) 司、縣——路治のある城郭内を管轄する錄事司およびそれと同城の縣。

(11) 十餘日——元刻本では「餘」字の上は空格だが、内藤鈔本沈刻本『通制條格』(關連記事①)に従って「十」を補う。

(12) 宣撫司除【至】欽此——後出の二「察司不須迎送接待」に、「中統二年四月内、設立十路宣撫司聖旨條畫一款、節該：宣撫司官除詔敕迎送外、其餘並不須迎送祇待以妨公務。…」とある。この條畫については、植松正「元代條畫考(一)」(『香川大學教育學部研究報告』第一部第四號、一九七八年)頁四八、四九、六一、六三も參照。

(13) 見前察司不迎送例——後出の「察司不須迎送接待」を指す。「見前……」とするのは、本條より先に通達されていた例案という意味であらう。

(關連記事)

①『通制條格』卷八、儀制「賀謝迎送」(二三五)、至元八年十二月、尙書省の部分。

②『元典章』卷二八、禮部一、禮制一、迎送「察司不須迎送接待」。

③『元史』卷一〇三、刑法志二「職制下」に「諸使臣多取分例、答一十七、追所多還官、記過。」「諸乘驛使臣、或枉道營私、橫索祇待、或訪舊逸遊、餓損馬乘、竝申開斷治。」

④『永樂大典』卷一九四〇八「站赤三」(至元二十四年四月十八日)に「怯里馬赤阿散奏、腹裏州城軍民官、每日迎送往來使臣、曠失公事。合無令都省定擬移文省諭。凡降聖旨至某處城邑開讀、其本處軍民官須令迎送、其餘往來經過免令迎送、似爲便益。聖旨、若曰、諸使臣復令迎接見於公文者書其姓名來上都省。欽依移咨各省施行。」

(松田善之)

二十【又(迎接)】(28-03-04 典章28 禮部 迎送 11a)

至大二年五月、江西行省准中書省咨：至大二年三月初二日、奏過事內一件：「御史臺官人每、與俺文書、大寧等處開敕書、聖旨、去的使臣、交迎接者。麼道、說將去了。二三日之後、(續)(纔)來到的也有。來呵、遇着雨雪也要穿着公服有。收拾戶計的、打捕豹子的聖旨也交迎接有。城子裏勾當眼遲悞有、麼道、那裏的廉訪司官人每、俺根底與文書來。江浙省官人每也與將文書來。和尚、先生并多人每賜與田地來的、爭家私的上頭、與來的聖旨、令旨、懿旨、御香連併來有。俺省官人每、各衙門官吏官每接送呵、眼誤了勾當。說將來。俺商量來、行省、廉訪司官、詔敕、聖旨、依體例迎接者。經過處休開者。若行省與廉訪司有合一同干礙的聖旨有呵、各一員官迎接、其餘的聽者。除這的外、寺觀、多人根底與來的執把的聖旨、呈獻的鷹鷄、豹子、希罕的物貨等有呵、休交迎接呵、怎生。」奏呵、奉聖旨：「那般者。」欽此。咨請欽依施行。

【譯】

又(迎接)

至大二年(一三〇九)五月、江西行省が准けた中書省の咨。至

【又(迎接)】(典章二八、禮部卷二)

至大二年五月

江西行省 准

中書省咨
至大二年三月初二日、奏過事內一件、御史臺官人每、與俺文書、……奏呵、奉聖旨、那般者。欽此。
咨請欽依施行。

大二年三月初二日、奏した事の内の一件に、「御史臺の官人らが、われわれに文書をよこしてきたのに、『大寧等の地で敕書、聖旨を開讀しに行く使臣が、出迎えさせよ、と〔次の經由地に〕言ってきた。〔ところが〕二三日の後、ようやく到來するものもある。來たら來たで、雨や雪が降っていても公服を着用せねばならない。戸計を收拾する、狩獵してヒョウを捕獲する聖旨でも出迎えさせている。〔そのため〕城における公務が非常に遅延していると、そのの廉訪司の官人らが、われわれに對して文書をよこしてきた」(御史臺官人每文書)。江浙省の官人らも文書をよこしてきた。『佛僧、道士ならびに多くの人らに、田地を賜與すること、および家産を争うことのために與えた聖旨、令旨、懿旨や御香が次々にやって來ている。われわれの省の官人らや各衙門の官吏らが送迎すれば、公務を非常に遅延させることになる』(江浙省官人每文書)と言ってきた。われわれが相談したところ、行省、廉訪司の官は、詔敕、聖旨については、體例によつて出迎えよ。經過するところでは開讀するな。もし行省と廉訪司とが一緒に關係する聖旨があれば、それぞれ一員の官が出迎え、その他のものは聽け。これを除く外、寺觀や多くの人に對して與える執把する聖旨、獻呈するタカ、ヒョウや珍重な物貨等があつても、出迎えさせるな、とすれば、いかがか」(奏過内一件)と奏したところ、奉じた聖旨に、「そのようにせよ。」欽此(聖旨)。咨を送り、欽依して施行するよう請う(中書省咨)。

(注)

(1) 纔——元刻本は「續」に作り、沈刻本は「續」を缺く。『通制條格』(關連記事①)にしたがつて改める。

(2) 收拾戸計——位下、投下が戸計を屬下に取り込むこと。中統二年(一二六二)の段階では、こうした聖旨、令旨は十路宣撫司を經由して達魯花赤、管民官に下すこととなっていた(關連記事③④)。その後、何度も投下による勝手な戸計の招收禁止が確認されている(『通制條格』卷二「戸令・投下收戸」。このことは、本箇所のような狀況が多かつたことと表裏一體のものであらう。

(3) 官吏官——『通制條格』(關連記事①)は「官吏」に作る。(關連記事)

①『通制條格』卷八、儀制「賀謝迎送」(二三四)(ほぼ同文。奏の主體は赤因帖木兒「チギンテムル・Cigintemur」)

②『元典章』新集、禮部、禮制「迎接」

③『通制條格』卷二、戸令「投下收戸」(〇〇四)(中統二年六月)

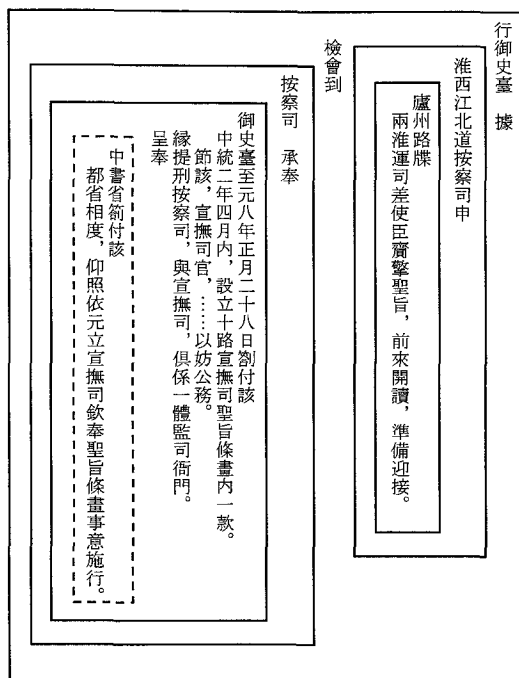
④『秋潤大全集』卷八二「中堂事記下」(中統二年六月五日)

⑤『永樂大典』卷一九四一〇「站赤五」(至大四年三月十八日)に「欽奉詔書内一款：站赤消乏、蓋由使客繁多、失於檢察。除海青外、應進獻鷹、隼、犬、馬等物、竝令止罷。各處歲貢方物、有司自有額例、其餘非奉宣索、不得擅進。應有執把聖旨、令旨、盡行拘收。諸王、駙馬投下及各衙門鋪馬聖旨、仰中書省定擬以聞、諸齎物爲驗者、今後無得給馬。不應差使、營幹已私、罪及給馬判署正官。監察御史、廉訪司常加糾察。」欽此。

(松田善之)

二一「察司不須迎送接待」(28-03-05 典章28 禮部 迎送 11b) 至元十六年三月、行御史臺據淮西北道按察司申：廬州路牒⁽²⁾：兩淮運司差使臣齎聖旨、前來開讀、準備迎接。檢會到、按察司承奉御

【察司不須迎送接待】 (典章二八、禮部卷一)
至元十六年三月



史臺至元八年正月二十八日割付, 該: 中統二年四月内設立十路宣撫司聖旨條畫内一款, 節該: 宣撫司官, 除詔敕迎接外, 其餘並不須迎送祇待, 以妨公務, 緣提刑按察司與宣撫司俱係一體監司衙門, 呈奉中書省割付, 該: 都省相度, 仰照依元立宣撫司欽奉聖旨條畫事意施行。

【譯】

〔察司は送迎接待する必要はない〕
至元十六年 (一二七九) 三月, 行御史臺が據けた淮西北道按察司の中。廬州路の牒に、「兩淮運司が使臣を派遣して聖旨を

携えて開讀しに來させるのに、出迎えるのを準備する」(西江北道按察司申、廬州路牒)。檢會したところ、按察司が承奉した御史臺の至元八年 (一二七二) 正月二十八日の割付の要約に、中統二年 (一二六一) 四月の内に、十路宣撫司を設立する聖旨條畫の内の一款の要約に、「宣撫司の官は、詔敕を出迎える外は、その他はすべて出迎えて接待することで公務をおろそかにしてはいけない」(聖旨條畫内一款、御史臺割付)。提刑按察司は宣撫司同様に監司の衙門であるから (宣撫司と同様にすべきだ)。呈して奉じた中書省の割付の要約に、「都省が相度るに、もともと制定した宣撫司の欽奉した聖旨條畫の内容に照依して施行するよう仰せつける」(中書省割付)。

(注)

(1) 淮西北道按察司——至元十四年 (一二七七) 行御史臺が設立されたのに伴い、増立された八道の提刑按察司の一。至元二十三年、御史臺の統屬下となるが、翌年行御史臺の統屬下に戻り、最終的には肅政廉訪司と改名された至元二十八年の翌年に御史臺の統屬下に落ち着くこととなった。治所は廬州路 (現今肥市)。

(2) 牒——統屬關係のない官府間の行移文書。ここでは、廬州路 (上路、正三品) が淮西北道按察司 (正三品) に宛てた文書。『元典章』卷一四、吏部八、公規二、行移「品從行移等第」及び同卷冒頭の表格、「新編事文類聚翰墨全書」甲集卷五、諸式門、公牘諸式「行移往復體例」では、三品間の文書は「平牒」。

(3) 兩淮運司——兩淮都轉運鹽使司のこと。至元十四年に揚州に置かれた (『元史』卷九一、百官志七「都轉運鹽使司」)。なお、『元典章』卷二二、戸部八、課程、鹽課「巡禁私鹽格例」にも兩淮都轉運鹽使司が巡鹽官を派遣して聖旨を開讀させた事例がある。

〔關連記事〕

①『元典章』卷二八、禮部一、禮制一、迎送「迎接」及び同條で舉げた關連記事

②『元典章』卷三六、兵部三、驛站、站官「詔敕外站官不得妨公務」

（船田善之）

二二〔省部臺院所差人不須迎接〕（28-03-06 典章28 禮部 迎送12a）

至元十九年五月、御史臺承奉中書省劄付：體知得、省部臺院、各監諸衙門差去各路勾當公事人員、比及到〔被〕〔彼〕先令前去報說、致使各處正官出廓迎接、不惟妨奪公務、倘有迎接不到、其差去人員、因而織羅、其間取受打發錢物、深不便當。都省除已行下各衙門、并劄付禮部、通行各路、今後除聖旨、令旨、諸王、駙馬、朝省大官人經過、必合迎接官員、許令迎接外、其餘省部臺院、各監諸衙門差去人員、竝不得打發人情錢物、仰行下各道按察司體察施行。本臺除外、合行移咨、請照驗依上施行。

〔譯〕

〔省部臺院所差人不須迎接〕

（典章二八、禮部卷一）

至元十九年五月

御史臺 承奉

中書省劄付

體知得、省部臺院、各監諸衙門、差去各路勾當公事人員、……深不便當。

都省除已行下各衙門、并劄付禮部、……仰行下各道按察司體察施行。

本臺除外、合行移咨、請照驗依上施行。

〔省、部、臺、院の派遣した人は出迎える必要はない〕

至元十九年（一二八二）五月、御史臺が承奉した中書省の劄付に、「體知したところ、省、部、臺、院、各監の諸衙門が各路に派遣して公務を行いく人員は、その地に至るまでに、まづ〔人を遣つて〕報知し、各處の正官は城郭を出て出迎えることになる。ただ公務を妨げているだけでなく、もし〔各處の官員で〕出迎えられなかった者がいれば、その派遣されて行つた人員は、いいかげんに罪をかぶせ、その間に錢物を受領したり、贈つたりする事態をきたしており、甚だ不都合である。都省はすでに各衙門に文書を下すほか、ならびに禮部に劄付を下して、遍く各路に文書を下させる。今後は、聖旨、令旨、諸王、駙馬、朝省の大官人が經過する場合、必ず出迎えなければならぬ官員については、出迎えさせるのを許すとして、その他の省、部、臺、院、各監の諸衙門が派遣していく人員に、すべて付け届けや贈り物の錢物を贈つてはならない。各道の按察司に文書を下して體察して施行させるよう仰せつける。」本臺は、「これに欽遵する」ほか、ただちに〔江南行臺に〕咨を移つて、照驗して上に依つて施行せられんことを請う。

〔注〕

〔1〕各監——藝文監、典用監、典寶監、典醫監、典牧監など監を冠す衙門。

〔2〕織羅——冤罪によつて無辜の人を陥れる。

〔3〕打發——（他人の要求やある種の儀禮習慣に應じて）他人に物品や金錢を與える（『元語言詞典』）。

(4) 人情——贈り物、金錢。
(關連記事)

①『元典章』卷六、臺綱二「體察體覆附禁治察司等例」に「一、按察司官吏、因事取受者、依至元十九年聖旨條畫、斷罪。」

(松田善之)

二三〔經過使臣休接〕(28-03-07 典章28 禮部 迎送 12a)

至元二十四年六月二十四日、御史臺承奉尚書省劄付、該：蒙古文字譯該：怯里馬赤阿散言語：「腹裏地面裏、但有的管民官每、看守城子軍〔民〕⁽³⁾〔官〕⁽³⁾每根底覲着呵、來的去的使臣每根底接送、元委付來的勾當裏也到不得一般〔似〕有。〔似〕俺一般行的或好或歹使臣呵、我是上位差來底使臣奉御、麼道說着、教行文字有。爲那般的、管民官、看守城子裏軍官每、撇下勾當、每日〔賜〕〔則〕⁽⁶⁾迎送使臣有、麼道、奏呵、〔安童〕⁽⁷⁾、相哥那的每根底說、教行文字者。那一箇城子裏有開的聖旨呵、那城子裏的管軍民官教接」。聖旨了也。至元二十四年四月十八日、安童怯薛第三日、斡耳朵裏火兒赤房子裏有時奏。

〔經過使臣休接〕 (典章二八、禮部卷一)

至元二十四年六月二十四日

御史臺 承奉

尚書省劄付該
蒙古文字譯該、怯里馬赤阿散言語、……
那城子裏的管軍民官教接。聖旨了也。
至元二十四年四月十八日、安童怯薛第三日、
斡耳朵裏火兒赤房子裏有時奏。欽此。
都省除外、合下仰照驗、欽依聖旨事意施行。

欽此。都省除外、合下仰照驗、欽依聖旨事意施行。

〔譯〕

〔經過する使臣は出迎えるな〕

至元二十四年(一二八七)六月二十四日、御史臺が承奉した尚書省の劄付の要約。蒙古文字の譯該に、「ケレメチのハサンの言語に、『腹裏の地において、あらゆる管民官ら、城を守る軍官らを見てみると、往來する使臣らを送迎し、もともと任命した公務にも就くことができないようである。私のように行く者は、或いはよい、或いはわるい使臣で、私はおかみが派遣してきた使臣奉御である、』と言って、文書を下させている。その爲めに、管民官、城を守る軍官らは、公務をなげだして、毎日ただ使臣を送迎しているだけである」(阿散言語、と奏したところ、『安童、センケらに言つて文書を下させよ。その城において開く聖旨があれば、その城の管軍、民官に出迎えさせよ』(聖旨)との聖旨が下された。至元二十四年四月十八日、安童のケシクの第三日、オルドの中のコルチの間にいるときに奏した。欽此(蒙古文字譯該)。都省は、當然のこととして、ただちに照驗して聖旨の事意に欽依して施行するよう仰せつける(尚書省劄付)。

(注)

(1) 阿散——ハサン(Hasan)。ムスリム名。『大元倉庫記』至元二十四年四月十八日(頁十四)に「泉府卿阿散」として現れる。

(2) 腹裏——中書省直轄地域を指す。

(3) 軍官——元刻本、沈刻本ともに「軍民」に作る。『通制條格』(關

連記事①に從い改める。

(4) 到不得一般有。似俺一般行的——元刻本は「一般似有。俺一般」に作る。『通制條格』(關連記事①)に從い改める。

(5) 奉御——官名。侍儀司などに置かれていた(侍正府の奉御は至順二年「一二三三」設置)。使臣として派遣された事例として、『元典章』卷二九、禮部二、禮制、服色「僧人服色」、同卷五九、刑部十、九、諸禁、雜禁「禁治粧扮四天王等」、同卷四八、刑部十、諸職、禁例「使臣往治屬取受」がある。

(6) 則——元刻本、沈刻本ともに「賜」に誤る。『通制條格』に從う。この「則」は「只」と同じ意味である。

(7) 安童——クビライ朝の重臣。ジャライル(Jalayir)氏。ムカリ(木華黎、Muqali)の曾孫。『元史』卷一二六に傳。

(8) 相哥——桑哥とも書かれる。センゲ(Senge)→サムガ(Samya)。クビライ朝後期の權臣。『元史』卷二〇五「姦臣傳」。『集史』ではウイグル人とする。

(9) 怯薛——ケシク(Keshik)。千人隊、百人隊、十人隊の長の子弟を中心に組織されたカーンの親衛組織。四つからなり、輪番でカーンの護衛、生活一般に奉仕した。漢籍では多く「番直」宿衛」と譯される。

(10) 火兒赤——コルチ(qorchi)。ケンク(Keshik、怯薛)の人員の一種。箭筒を帯びる者の意。

(關連記事)

①『通制條格』卷八、儀制「賀謝迎送」(二三八)

②『經世大典』站赤(『永樂大典』卷一九四一八、站「站赤三」・至元二十四年四月十八日

(松田善之)

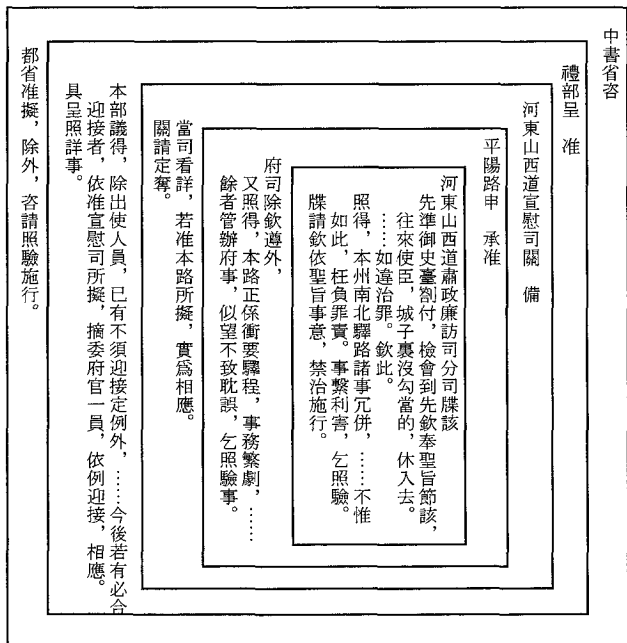
二四「迎接委官一員餘者辦事」(28-03-08 典章28 禮部 迎送 12

b)

至元二十九年十一月 日、中書省咨：禮部呈：准河東山西道宣慰司關：備平陽路申：承准河東山西道肅政廉訪司分司牒、該：先準御史臺割付：檢會到先欽奉聖旨節該：「往來使臣、城子裏沒勾當的、休入去。(有如) (如有) 勾當的入城去底使臣、於係官館驛內安下、竝

【迎接委官一員餘者辦事】 (典章二八、禮部卷二)

至元二十九年十一月 日



不得於官員、民戶房舍安下。如違治罪。」欽此。照得、本州⁽³⁾南北驛路諸事冗併、不時諸王、公主、駙馬經過、祇應浩大。又有朝省官員并西番大師人等、俱齎聖旨、前往安西等處開讀、並不徑直於本州城東馬站倒換馬正經過、卻行入城、便要迎接。大小官員人等出廓、從朝至暮等候、少者不下三五日、多者十數日、不見到來、致將事務耽誤、不能理問。儼然到州、取勒官吏怠慢招伏、不惟如此、枉負罪責。事繫利害、乞照驗。牒請欽依聖旨事意、禁治施行。

府司除欽遵外、又照得、本路正係衝要驛程、事務繁劇、日逐官吏同共公署、尚未得辦。不時亦有公主、駙馬并出使官員經過、有行前程文字、或令人飛報、須要迎接、以〔此〕本府衆官必須出廓迎接。卽至者有之、數日不至者有之、似此妨誤府事、深爲不便。今後若有必合迎接官員、止摘府官一員、出廓迎接、餘者管辦府事、似望不致耽誤、乞照驗事。當司看詳、若准本路所擬、實爲相應。關請定奪。

本部議得、除出使人員、已有不須迎接定例外、諸王、公主、駙馬經行去處、如令各路衆官出廓、實妨公務。今後若有必合迎接者、依准宣慰司所擬、摘委府官一員、依例迎接、相應。具呈照詳事。都省准擬、除外、咨請照驗施行。

【譯】

〔出迎えは官一員に委ねて他の者は公務を處理する〕

至元二十九年（一二九二）十一月 日、中書省の咨。禮部の呈。准けた河東山西道宣慰司の關。備した平陽路の申。承准した河東山西道肅政廉訪司の分司の牒の要約に、「先に准けた御史臺の割付に、檢會した先に欽奉した聖旨の要約に、『往來する使臣で、城の中で公務がないものは、入って行くな。もし公務で

城に入って行く使臣は、係官の館驛に宿泊し、すべて官員、民戶の宿舎に宿泊してはいけない。もし違反すれば處罰する。』欽此（聖旨、御史臺割付）。照得するに、本州の南北の驛路は諸事多忙で、しよつちゅう諸王、公主、駙馬が經過し、祇應は非常に多い。また朝省の官員ならびに西番大師等が、みな聖旨を携えて、安西等の處に行つて開讀するのに、直接本州の城の東の馬站で馬正を交換して經過しないで、かえつて城に入り、出迎えを要求する。諸々の官員は城郭を出て、朝から晩まで待つてゐる。早い者でも三、五日を下ることはなく、遅い者は十數日經つても、到來することがなく、事務に支障をきたし、審理ができなくなつてしまつてゐる。〔使臣は〕もし州に到着したら、官吏の怠慢の供述を理取り、ただこのように法を枉げて罪をかぶせるだけでなく、事は利害に關わつてくる。照驗せられんことを乞う。牒して、聖旨の事意に欽依して、禁止して施行せられんことを請う」（河東山西道肅政廉訪司分司牒）。

〔平陽〕路總管府の官司は欽遵するとして、また照得するに、本路はまさに要衝の驛程に當り、事務は繁劇で、日々官吏がともに執務しても、なお處理することができないのに、しよつちゅうまた公主、駙馬ならびに出使する官員が經過し、次の經由地へ文書を送つたり、或いは人を遣つて至急に連絡させたりして、かならず出迎えさせ、その爲、本府の諸々の官は、かならず城郭を出て出迎える。すぐに到着する者もいれば、數日經つても到着しない者もいて、このように路府の公務に支障をきたしており、はなはだ不都合である。今後は、もし必ず迎接しな

ければならない官員がいれば、ただ路府の官一員のみを選び、城郭を出て出迎えさせ、その他の者は路府の公務を處理すれば、支障をきたすことにならないであろう。照驗せられんことを乞う」とのことであつた（平陽路申）。當司〔河東山西道宣慰司〕が看詳するのにも、もし本路〔平陽路〕の定めた擬案をみとめれば、實に相應である。關して定奪せられんことを請う（河東山西道宣慰司關）。

本部〔禮部〕が議得するのに、出使する人員は、すでに出迎える必要はないとする定例があるとして、諸王、公主、駙馬が經過して行くところは、もし各路の諸々の官に城郭を出させれば、實に公務に支障をきたす。今後、もし必ず出迎えなければならぬ者がいれば、宣慰司の定めた擬案に依准して、路府の官一員を選んで委ね、例に依つて出迎えさせれば、相應である。具呈する、照詳せられよ」とのことであつた（禮部呈）。都省は擬案をみとめ、〔湖廣行省に回咨する〕ほかに、咨して照驗施行せられんことを請う（中書省咨）。

(注)

(1) 分司——肅政廉訪司は、總司がその道における監察業務の統括を行い、各地の出先機關たる分司が現地での監察業務を遂行した。李治安『元代政治制度研究』（北京、人民出版社、二〇〇三年）、第二章「地方行政與監察制度」七「元代肅政廉訪司研究」（二）「肅政廉訪司的分司出巡與總司坐鎮」に詳細な分析がある。なお、河東山西道肅政廉訪司の總司は太原路にあり、ここにいう分司は平陽路に設置されたそれであろう。

(2) 牒——前出の二「察司不須迎送接待」の注(2)参照。ここでは、河東山西道肅政廉訪司（正三品）分司から平陽路（正三品）へ宛てた文書。

(3) 本州——本文の構造から考えれば、平陽路を指す。唐代の呼稱「晉州」に基づいて州と稱したものか。あるいは、本文に節略があり、平陽路の下に霍州である可能性もある。

(4) 祇應——驛站が使臣に供出する糧食。モンゴル語 *gagan*（貴人に供する肉）に對應。首思とも音譯される。

（關連記事）

①『通制條格』卷八、儀制「賀謝迎送」（二三七）

②『元典章』卷三六、兵部三、驛站、使臣「使臣驛內安下」

③『元典章』卷三六、兵部三、驛站、使臣「使臣驛內安下禁使臣人家安下」

④『元典章』卷三六、兵部三、驛站、鋪馬「經過州縣交換鋪馬」

⑤『通制條格』卷二八、雜令「擾民」（五五五）

（船田善之）

二五〔貢獻毋令迎接〕（28-03-09 典章28 禮部 迎送 13a）

大德七年十一月 日、江西行省准中書省咨：今後凡有進獻諸物，母令迎接。所由行省併總司，開寫來人姓名、經過宿頓去處、例合應付

【貢獻毋令迎接】（典章二八、禮部卷二）

大德七年十一月 日

江西行省 准

中書省咨

今後、凡有進獻諸物，毋令迎接。……具姓名、申覆所屬上司咨呈。都省除外，咨請依上施行。

物色、差人管伴^②、依上祇應。如是非理擾害、各處官司、具姓名、申覆所屬上司咨呈。都省除外、咨請依上施行。

【譯】

〔獻呈では出迎えさせるな〕

大德七年（一二〇三）十一月 日、江西行省が准けた中書省の咨に、「今後、凡そ獻呈する諸々の物があつても、出迎えさせるな。經由する行省ならびに〔肅政廉訪司の〕總司は、やつて來た人の姓名、經過、宿泊したところ、例として支給しなければならぬ物品を開寫し、人を差わして附き添わせ、上に依つてもてなすようにする。もし不當にかき亂したならば、各處の官司は、姓名を具し、所屬の上司に申覆し、咨、呈で報告せよ。都省は〔回答する〕ほか、咨して上に依つて施行せられんことを請う。」

（注）

（1）總司——前出の二四「迎接委官一員餘者辦事」の注（一）を參照。

（2）管伴——『宋史』卷二八八「任布傳」に「召爲三司度支副使、奉使契丹。還、加直史館、知荆南。爲鹽鐵副使、命管伴契丹使」と見え、『元典章』卷三六、兵部三、驛站・違例「背站馳驛斷例」に「既蒙江西行省差遣、管伴南番竹瓦奴」と見える。供應のための附き添い役である。

（關連記事）

- ① 『元典章』卷二八、禮部一、禮制、迎送「又（迎接）」
- ② 『元典章』卷十六、戶部二、分例、使臣「出使衣裝分例」
- ③ 『元典章』卷十六、戶部二、分例、官吏「應副豹子分例」
- ④ 『元典章』卷十六、戶部二、分例、官吏「應副鷹鵠分例」

（松田善之）

二六〔開讀許令便路〕（28-03-10 典章28 禮部 迎送 13 a）

元貞二年七月、湖廣行省准中書省咨：御史臺呈：准行臺咨：每遇朝廷遣使齎擎頒降聖旨、詔條前來、除使臣經由去處就許開讀、其餘不係經過去處、合從行省、欽依選官、前往隨路開讀。來使不應往而往者、理宜禁止。若本宗事必合親赴開讀者、不拘此例。具呈照詳。都省准擬、咨請照驗施行。

【譯】

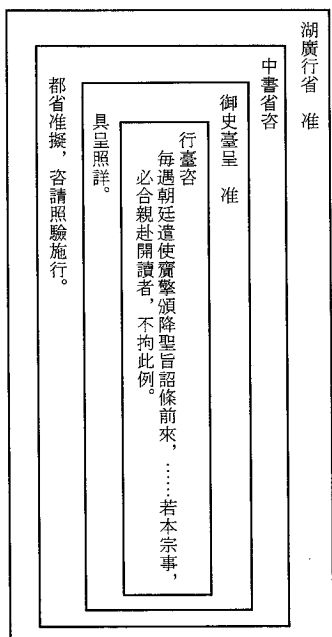
〔順路で開讀させるのを許す〕

元貞二年（一二九六）七月、湖廣行省の准けた中書省の咨。「御史臺の呈。『准けた行臺の咨に、朝廷が使者を派遣して頒降する聖旨、詔條を携えてやつて來させるのに際して、使臣が經

【開讀許令便路】

（典章二八、禮部卷二）

元貞二年七月



由するところで開讀するのは許すとして、その他の経過しないところは、行省から、欽依して官を選んで、隨路に行つて開讀させるべきである。やつて來た使者で行くべきではないのに行つた場合には、道理としてぜひ禁止すべきである。その件が必ず自ら開讀すべきであれば、この例には拘わらない（行臺咨）。具呈する、照詳せられよ』（御史臺呈。都省は擬案をみとめる。咨して照驗施行せられんことを請う）（中書省咨）。

（關連記事）

①『經世大典』站赤（『永樂大典』卷一九四一九・站・站赤四）・元貞二年七月二日

②『元史』卷一〇三「刑法志一・職制下」に諸遣使開讀詔書、所過州郡就使開讀者聽、非經由輒往者禁之。若本宗事須親往者、不在此限。（松田善之）

二七〔使臣就路開讀不許輒往屬郡〕（28-03-11 典章28 禮部 迎送13b）

皇慶元年正月、行臺准御史臺咨：奉中書省劄付：來呈：淮東廉訪司申：切見、（楊）州正當南北繁劇去處、朝廷遣使、分道宣布詔赦、聖旨、該係江浙行省一道、必須此處開讀、河南行省又復差人來遍歷州郡、不惟致使各衙門官吏迎接、妨廢公務、虛負鋪馬、首思。今後遇有詔赦、聖旨、宜從都省劄付差去江浙使臣、經過河南拘該驛路、就使開讀、似爲便益。送據禮部呈、看詳、如准御史臺所言、相應。又照得、凡遇頒降詔書、聖旨、所差官照依元坐、前去各處行省、宣慰司衙門開讀、既已開訖、理合回還。其差去官、多因己私、輒往屬郡、僭越開讀、不惟首思、鋪馬、中間實有未便、似亦合行禁約。屬郡、僭越開讀、不惟首思、鋪馬、中間實有未便、似亦合行禁約。

都省仰依上施行。

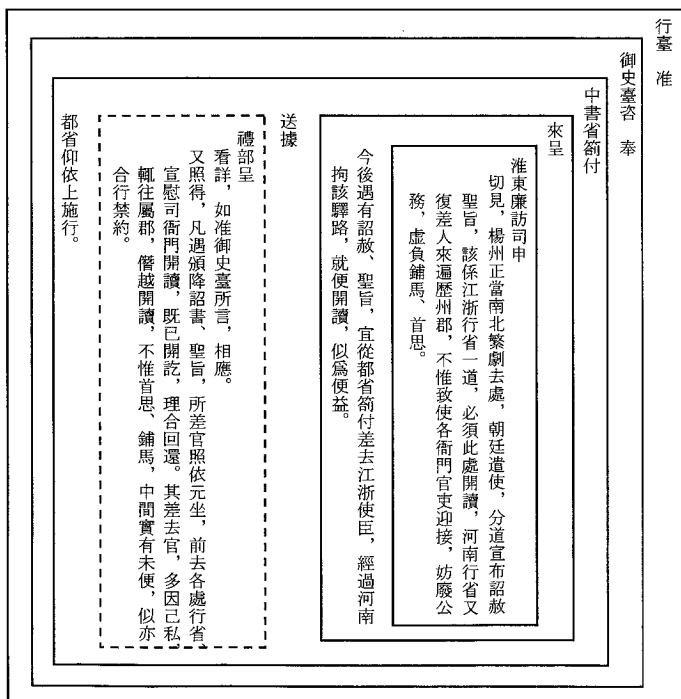
【譯】

〔使臣は通過の道中で開讀し、みだりに屬郡に行くのを許さない〕

皇慶元年（一三二二）正月、行臺が准けた御史臺の咨。奉じた

〔使臣就路開讀不許輒往屬郡〕（典章二八、禮部卷一）

皇慶元年正月



中書省の割付。「〔御史臺の〕來呈。『淮東廉訪司の申に、ひそかに見るに、揚州はちようど南北の繁劇なところに位置しており、朝廷が使者を派遣して、道を分けて詔敕、聖旨を宣布させるのに、江浙行省への道筋に當たるので、〔江浙行省へ派遣される使者が〕かならずここで開讀している。河南行省もまた人を差わして來て州郡を遍歴させている。〔これでは〕ただ各衙門の官吏に出迎えさせて、公務に支障をきたすだけでなく、無駄に鋪馬や支給品を負擔させている（淮東廉訪司申）。今後、詔敕、聖旨がある場合、都省から割付し、江浙に差わして行く使臣は、河南の該當の驛路を経過するのに、ついでに開讀させれば、都合がよろしいであらう』（御史臺呈）。送って據けた禮部の呈に、『看詳するに、もし御史臺の言う所をみるとめれば、相應であらう。また照得するに、凡そ詔書、聖旨を頒降する場合、差わした官は元來列記されているとおりに、各處の行省、宣慰司の衙門に行って開讀し、すでに讀みおわつたら、道理と

して歸つて來るべきである。もし差わして行つた官が、多くは私欲によつて、かつてに屬郡に行つて、僭越に開讀すれば、ただ首思、鋪馬だけでなく、その間に實に不都合があるので、これもまたまさに禁約を行ふべきであらう』（禮部呈）。都省は上に依つて施行するよう仰せつける」（中書省割付）。

（注）

* 前頁の圖解では、「虛負鋪馬、首思」までを淮東廉訪司の申（御史臺あて）、それ以下「…以爲便益」までは「來呈」中の御史臺の擬案の文言だと解したが、淮東廉訪司の申文に擬案が含まれていたとする解釋もありうる。

（1）元坐——「坐」は「開坐」（開列に同じ）の略。

（2）首思——前出二四「迎接委官一員餘者辦事」の注（4）参照。

（關連記事）

①『元典章』新集、禮部、禮制「宣使開讀」

（船田善之）